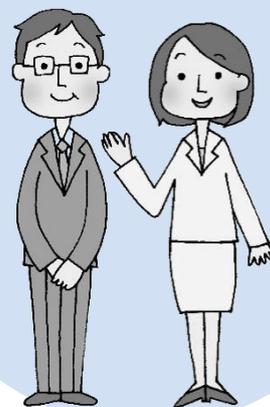


第二次 京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ（案）



平成 28 年 3 月

（令和3年3月改訂）

京 丹 後 市

【目次】

第1部

序論

第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画策定の背景.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
5 男女共同参画の歩み.....	5
第2章 京丹後市の現状と課題.....	9
1 統計データに基づく京丹後市の状況.....	9
2 アンケート調査からみえる現状.....	14
3 第1次計画の取組み状況.....	31
4 現状からみえる課題のまとめ.....	34

第2部

計画

第1章 計画の理念.....	38
1 基本理念等.....	38
2 施策の体系.....	39
第2章 施策の展開.....	40
1 思いやり深まるまちづくり.....	40
2 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり.....	42
3 寄り添い支え合うまちづくり.....	47
4 人権が尊重される安心安全なまちづくり.....	50
第3章 計画の進捗管理.....	52
1 重点目標の設定.....	52
2 推進体制の強化と施策の計画的な推進.....	56
資料編.....	57
1 京丹後市男女共同参画条例.....	57
2 各会議委員名簿.....	64
3 策定経過.....	67

第1部
序 論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1999年（平成11年）6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を、「21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題の一つ」として位置づけました。

これを受けて、本市では、2006年（平成18年）3月に、市における男女共同参画の方向性を示した「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン21」を策定し、男女がともに輝き、個性と能力を十分に発揮することができるまちをめざして取組みを進めてきました。その後、社会情勢の変化や施策の推進状況等を踏まえ、2010年（平成22年）に中間見直しを行い、この中間見直しに合わせ、男女共同参画の基本理念や、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めた「京丹後市男女共同参画条例」を制定し、2011年（平成23年）7月に施行しました。

平成28年3月には、「第二次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ」を策定し、男女共同参画を一層推進するための取組みを進めてきました。このたび策定から5年が経過し、社会情勢の変化や進捗状況に応じた計画の見直しを行いましたので、継続性を維持しつつ総合的かつ効果的に施策を推進していきます。

男女共同参画とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（京丹後市男女共同参画条例第2条1項）

2 計画策定の背景

古代丹後では、女性首長墓系列の大谷古墳（大宮町）にみられるように、全国でも数少ない女性を中心とした地域社会が形成されていました。また、近世から現代にかけては、女性が基盤産業である丹後ちりめんの担い手となるなど、地域社会において重要な役割を果たしてきました。このような歴史的背景のある丹後地域で、平成16年4月に京丹後市は誕生しました。本市を取り巻く状況としては、総人口の減少や、少子高齢化の進行等があげられます。特に高齢化は顕著で、平成22年の国勢調査結果によると老年人口は30.9%に達しています。また、全国や京都府と比較して働く女性の割合が高いこと、出産・育児後の世代でもその労働力率が高いこと等の特徴があります。

このような特徴は、平成27年の国勢調査でも変わっていません。同年に国連で採択された、持続可能な世界を実現するための国際社会全体の目標であるSDGsを達成するためにも、男女共同参画・女性活躍が分野横断的な価値として不可欠とされており、本市の活力ある未来を拓く上でも男性も女性も、仕事と家庭生活を両立しながら安心して暮らすことができ、それぞれの力を十分に発揮できるまちづくりを実現することは、重要な課題といえます。

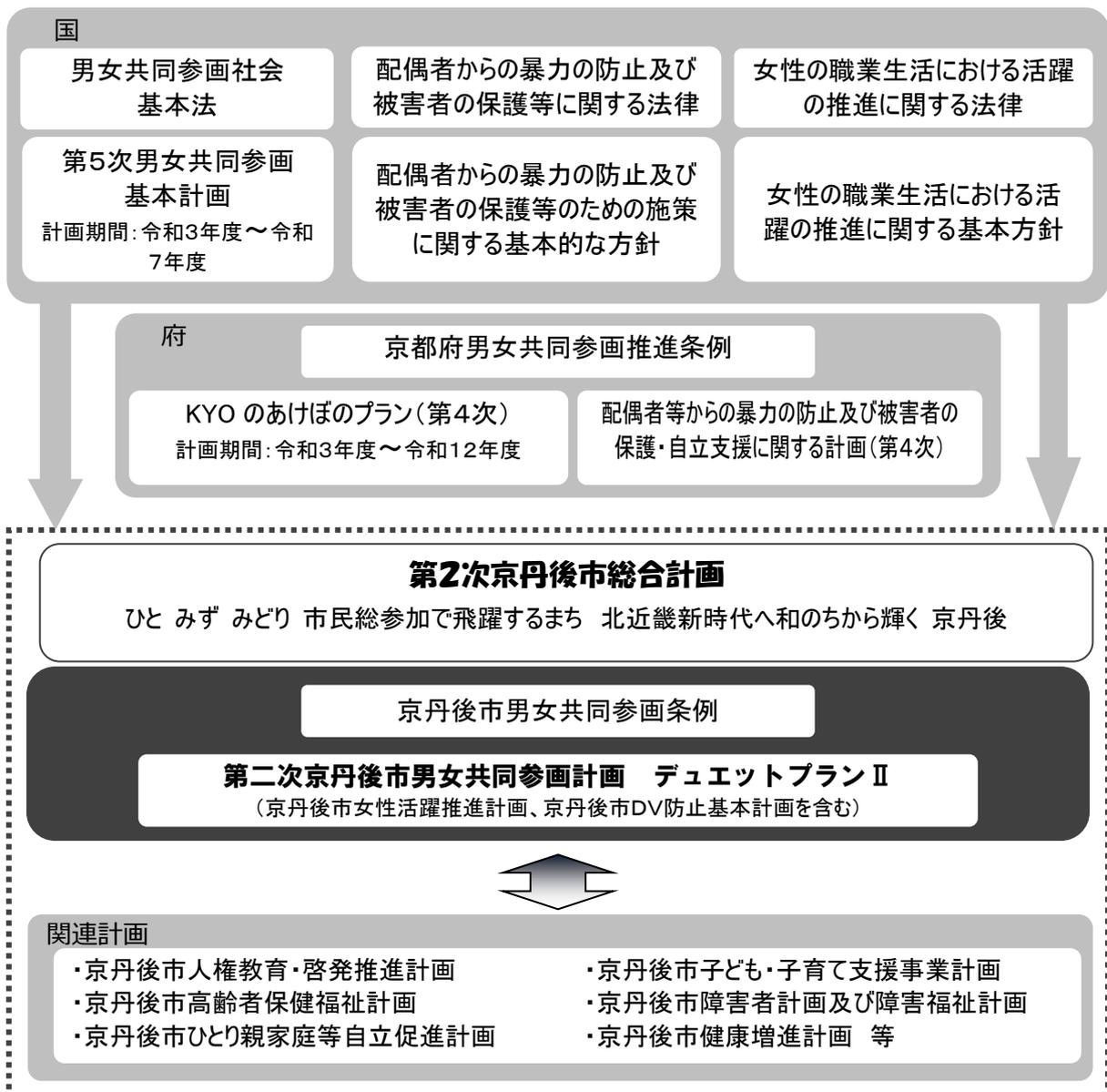
3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」にあたり、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び京都府の「KYOのあけぼのプラン(第3次)」を勘案して策定したものです。また、「京丹後市男女共同参画条例」第11条に基づき、本市が男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。

また、基本方針4「人権が尊重される安心安全なまちづくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3、第3項に規定されている「市町村基本計画」(京丹後市DV防止基本計画)として位置づけます。

さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」(京丹後市女性活躍推進計画)として位置づけます。

なお、「第2次京丹後市総合計画」を最上位計画として、福祉・教育・市民生活等各個別計画との整合を図り、男女共同参画を推進するための視点から策定します。



4 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間としており、中間年度（令和 2 年度）を迎えて見直しを行いました。目標年度に向けて一層実効性の高い取組みを行うため、基本施策や重点目標について修正を行ったものです。策定にあたり、市内各種団体関係者や有識者で構成する男女共同参画審議会に諮問し、様々な立場からの意見をいただきました。

											(年度)
H26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7
調査	策定										
第二次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ											
						中間 見直し					策定

5 男女共同参画の歩み

(1) 国の取組み

わが国においては、日本国憲法で法の下での男女平等がうたわれており、国連を中心とした世界の動きと連動しつつ、男女平等に向けて様々な取組みが行われてきました。

1999 年（平成 11 年）には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国・地方自治体・国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が成立し、これに基づき、2000 年（平成 12 年）には、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

2001 年（平成 13 年）には内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・一部施行されました。この法律では、夫婦間の問題として見過ごされてきた「女性に対する暴力」の防止のための取組みが強化されるとともに、被害者保護の制度が設けられました。

2004 年（平成 16 年）には、同法が一部改正されるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定され、2007 年（平成 19 年）には、同法の全面的な見直しが行われました。2013 年（平成 25 年）には同法が一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法を適用することとし、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められています。

その間、雇用の分野においては、2007 年（平成 19 年）に「男女雇用機会均等対策基本方針」が

策定され、実質的な男女雇用機会均等の確保をめざすためのポジティブ・アクションの一層の推進を図ることとされています。同年には『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向』が示され、関係閣僚、労働界、地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び国・地方自治体や企業の具体的な取組みや政策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

「男女共同参画基本計画」は、2005年（平成17年）に第2次計画が策定されました。2010年（平成22年）には、指導的地位への女性の参画促進や雇用・セーフティネットの構築等、現状とこれまでの反省に基づく課題を盛り込み、さらに実効性のある計画として「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2015年（平成27年）6月には、「女性活躍加速のための重点方針2015」が策定され、行政・経済・司法・教育等の分野における女性参画の拡大、課題解決を主導する女性の育成、活躍を支える法整備や生活空間を含めた環境整備についての施策がまとめられました。また、8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、9月から施行されました。同法によって、市町村や一定規模以上の民間企業は女性活躍推進のための事業主行動計画を策定することが義務づけられました。また、市町村は努力義務として、国の基本方針を勘案し、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することとなりました。

同年12月には、あらゆる分野における女性の活躍、東日本大震災等の経験と教訓を踏まえた防災・復興施策などによる男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備などについて改めて強調した「第4次男女共同参画計画」が策定されています。

2016年（平成28年）12月には、2015年に国連で採択されたSDGsを達成するための中長期的な国家戦略としてSDGs実施指針が策定されました。この中で、日本として更に取組みを強化すべき分野として指摘されたSDG1（貧困）、SDG5（ジェンダー）、SDG7（エネルギー）、SDG13（気候変動）、SDG14（海洋資源）、SDG15（陸上資源）、SDG17（実施手段）を含め、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた個別施策が定められました。この指針は2019年（令和元年）12月に改定され、達成年限である2030年を意識しながら一層本格的な行動を加速・拡大し、SDGs実現に取り組まれることになりました。

（2）京都府の取組み

京都府では、「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画ー」（計画期間：平成13～22年度）が策定され、平成16年度には男女共同参画推進に関する基本理念、府、府民及び事業者の責務や府の基本的な施策等を定めた京都府男女共同参画推進条例が施行されました。

また、2011年（平成23年）に「KYOのあけぼのプラン（第3次）」が策定されています。

■国、京都府、京丹後市の男女共同参画の歩み

年	国	京都府	京丹後市
1997年 (平成9年)	男女共同参画審議会設置 (政令) 「男女雇用機会均等法」改正		
1998年 (平成10年)			
1999年 (平成11年)	「男女共同参画社会基本法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「労働基準法」改正 「育児・介護休業法」改正		
2000年 (平成12年)	「男女共同参画基本計画」策定		
2001年 (平成13年)	男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 (法律) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定	「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画ー」策定	
2002年 (平成14年)			
2003年 (平成15年)	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」 「次世代育成支援対策推進法」施行 「労働基準法」改正		
2004年 (平成16年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「育児・介護休業法」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定	「京都府男女共同参画推進条例」施行	
2005年 (平成17年)	「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		
2006年 (平成18年)	「男女雇機会均等法」改正	「新KYOのあけぼのプラン後期施策」策定 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定	「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン21」策定

年	国	京都府	京丹後市
平成 19 年 (2007 年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
平成 20 年 (2008 年)	「女性の参加加速プログラム」策定		
平成 21 年 (2009 年)	「育児・介護休業法」改正	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 2 次）」策定	
平成 22 年 (2010 年)	「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定		「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン 21」中間見直し
平成 23 年 (2011 年)		「KYO のあけぼのプラン（第 3 次）」策定	「京丹後市男女共同参画条例」施行
平成 24 年 (2012 年)	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定		
平成 25 年 (2013 年)	「日本再興戦略」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正		
平成 26 年 (2014 年)	すべての女性が輝く社会づくり本部の設置	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 3 次）」策定	
平成 27 年 (2015 年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立施行 「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定		
平成 28 年 (2016 年)		KYO のあけぼのプラン（第 3 次）後期施策」策定	「第 2 次京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン II」策定
平成 30 年 (2018 年)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行		
平成 31 年 /令和元年 (2019 年)	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」 「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」施行 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 4 次）」策定	

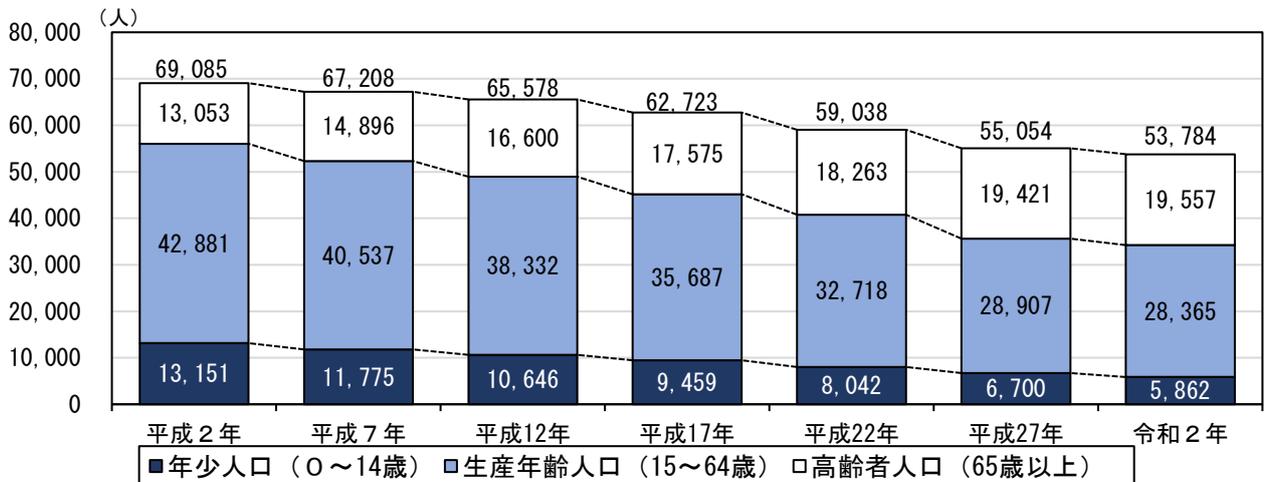
第2章 京丹後市の現状と課題

1 統計データに基づく京丹後市の状況

(1) 人口の状況

平成2年から令和2年にかけて総人口は減少しており、令和2年で53,784人となっています。年齢3区分別人口の推移をみると、65歳以上の高齢者人口の増加が顕著であり、高齢化率は令和2年で36.4%となっています。

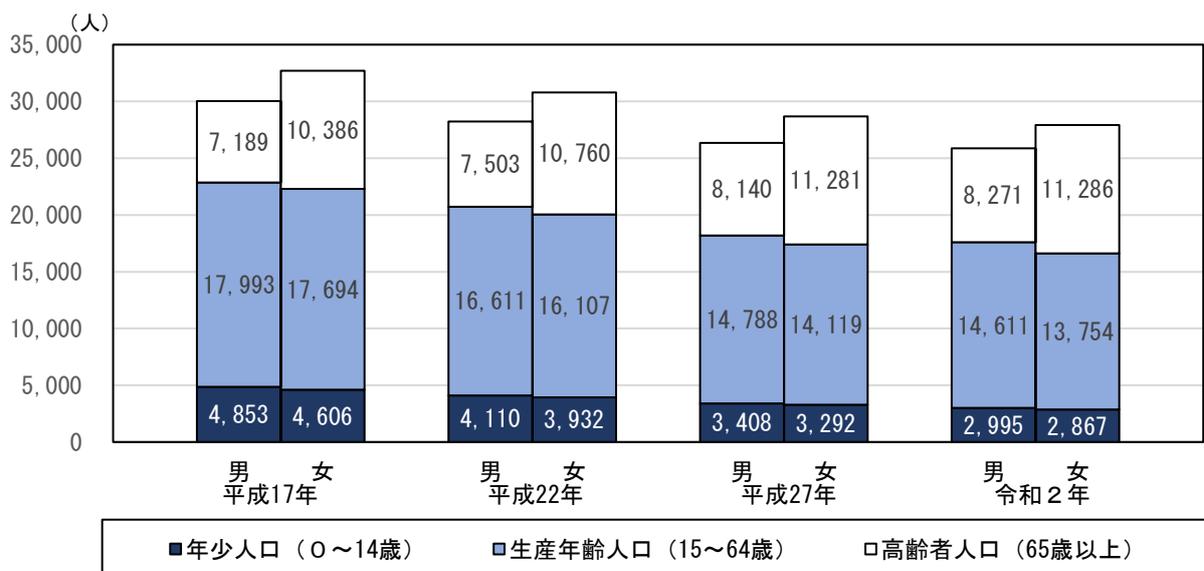
■年齢3区分別人口の推移



※総人口には年齢不詳人口も含むため、年齢内訳の合計に一致しません。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）、京丹後市人口推計（令和2年9月末現在）

■年齢3区分別人口の推移(男女別)

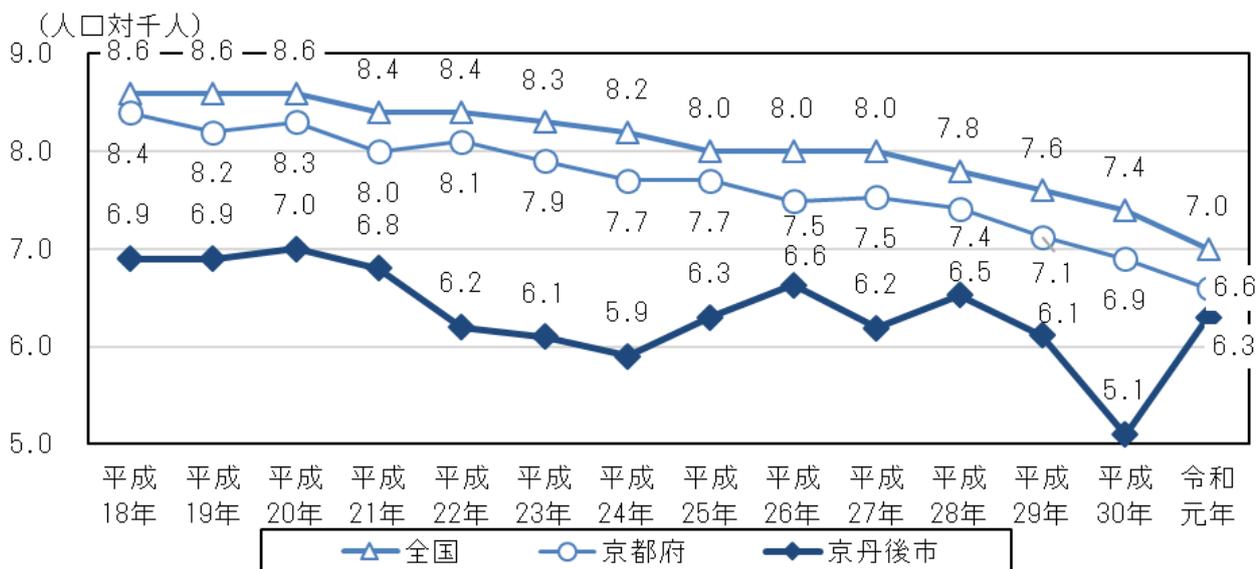


資料：国勢調査（各年10月1日現在）、京丹後市人口推計（令和2年9月末現在）

(2) 出生率*の状況

出生率をみると、京丹後市は近年増減を繰り返しているものの、減少傾向にあります。令和元年は6.3となっており、いずれの年も全国、府より低い水準で推移しています。

■出生率の推移



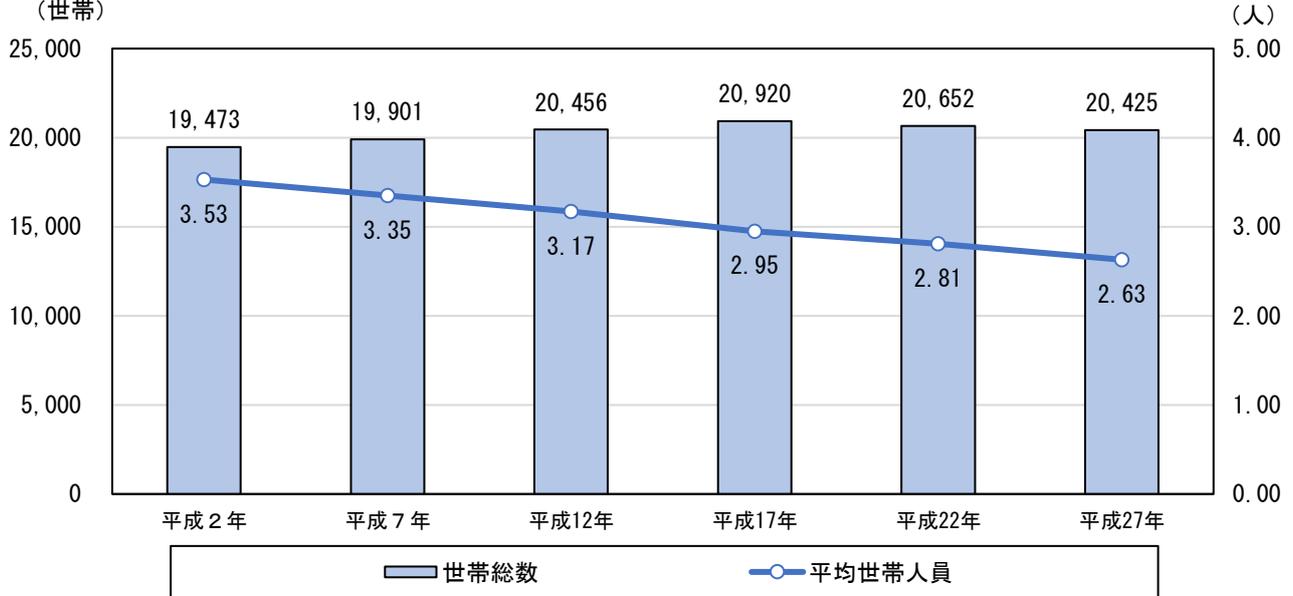
資料: 住民基本台帳人口(各年12月末人口)、京都府人口総数、人口動態調査より算出
 ※出生率: 人口1,000人あたりの1年間の出生児数の割合

(3) 世帯の状況

総世帯数と一世帯あたり人員数の推移をみると、総世帯数はほぼ横ばいで推移していますが、一世帯あたり人員数は減少し続けており、世帯規模が縮小していることがうかがえます。

また、父子世帯及び母子世帯の推移をみると、父子世帯、母子世帯ともに増加傾向にあります。

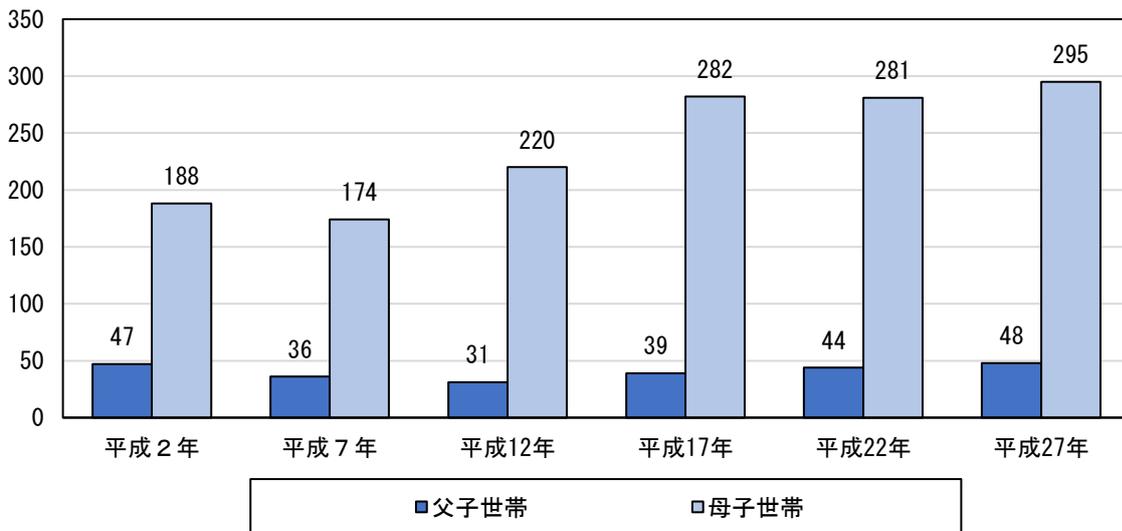
■ 総世帯数及び平均世帯人員の推移
(世帯)



資料：国勢調査

■ 母子・父子世帯数の推移

(世帯)



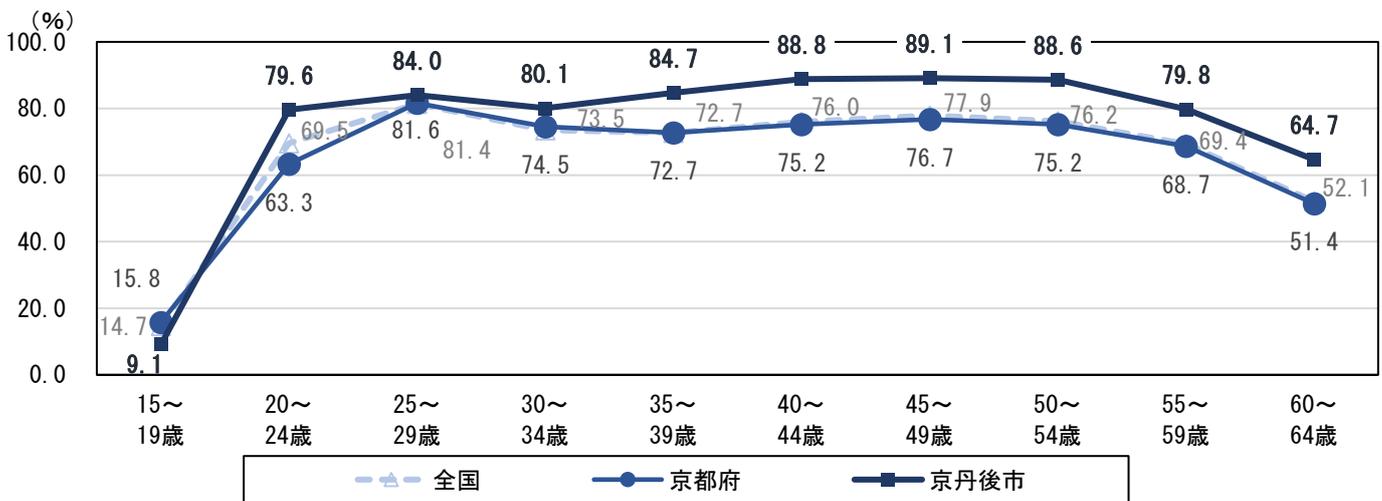
資料：国勢調査

(4) 女性の労働状況

女性の労働力率*をみると、女性の結婚・出産・子育て期にあたる30～34歳代で労働力率が低下する「M字カーブ」を描いているものの、緩やかな曲線となっています。全国、府と比較すると、京丹後市は20歳以降において労働力率が高い水準となっています。

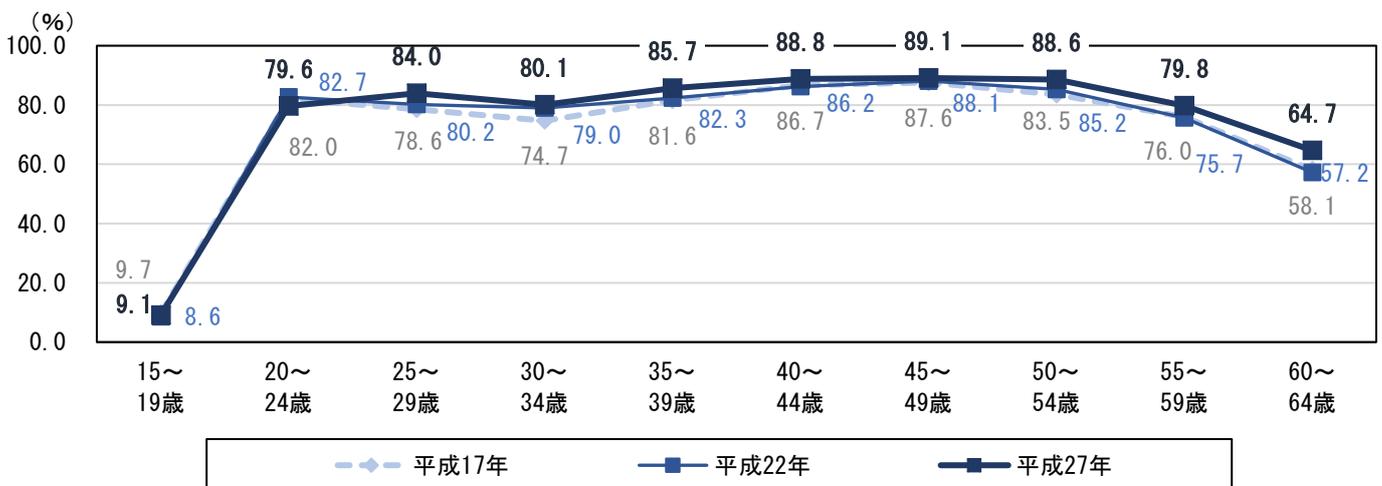
また、京丹後市における平成17年、平成22年、平成27年の女性の労働力率を比較すると、M字の谷の部分にあたる、30～34歳の労働力率がわずかに上昇しています。子育て支援の充実等により、結婚・出産による離職者が減少していることや、晩婚化・非婚化の進行等が背景にあると考えられます。

■女性の年齢階級別労働力率の比較（平成27年、全国・京都府・京丹後市の比較）



資料：国勢調査

■京丹後市における女性の年齢階級別労働力率の比較（平成17年、平成22年、平成27年）

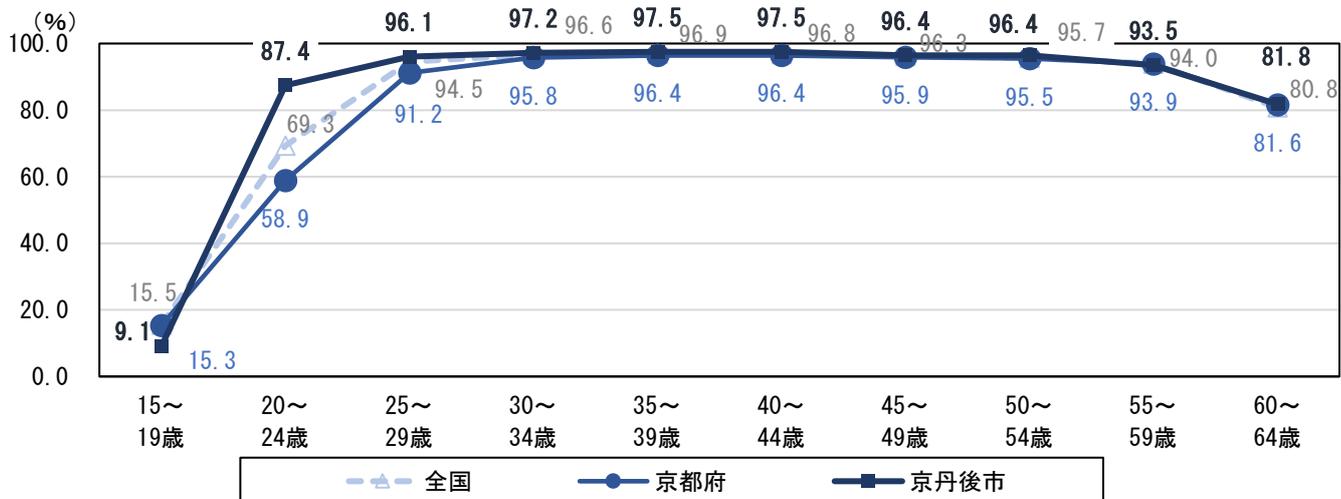


資料：国勢調査

*労働力率：生産年齢（15歳～64歳）人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

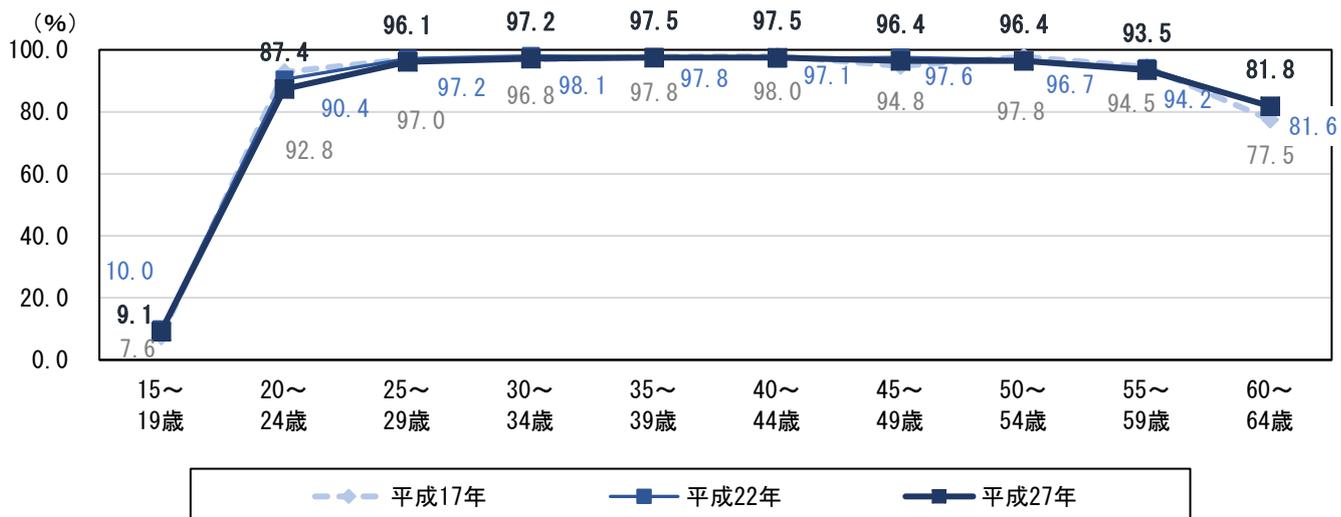
《参考》

■ 男性の年齢階級別労働力率の比較（平成27年、全国・京都府・京丹後市の比較）



資料：国勢調査

■ 京丹後市における男性の年齢階級別労働力率の比較（平成17年、平成22年、平成27年）



資料：国勢調査

2 アンケート調査からみえる現状

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、本計画策定に活用するために、平成26年度に市民意識調査、事業所アンケート調査、平成24年度に保育・教育現場におけるアンケート調査を実施しました。各種調査結果から、特に本市の特徴がみえる結果について抜粋しています。

また、事業所アンケート調査、保育・教育現場におけるアンケート調査については、本計画を見直すあたり令和元年度に意識調査を実施しましたので、計画策定時の結果と比較しています。

市民意識調査については、比較できるデータがありませんので、平成26年度に実施したものを使用しています。

■計画策定時

実施時期		内容	配布数	有効回収数	回収率
平成25年	2月22日 ～3月8日	保育・教育現場におけるアンケート調査 (対象：京丹後市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校に勤務する保育士及び教諭(常勤・非常勤))	904	665	73.6%
	9月1日 ～9月16日	男女共同参画に関する事業所アンケート調査 (対象：京丹後市内に所在する従業員3名以上の440事業所)	440	207	47.0%
平成26年	10月11日 ～10月31日	京丹後市男女共同参画社会に関する市民意識調査 (対象：京丹後市内在住の20歳以上の男女)	2,000	781	39.1%

■計画見直し時

実施時期		内容	配布数	有効回収数	回収率
令和元年度	8月8日 ～8月30日	保育・教育現場におけるアンケート調査 (対象：京丹後市内の保育所、こども園、小学校、中学校に勤務する保育士、保育教諭、教員(常勤・非常勤))	809	605	74.8%
	7月25日 ～8月16日	男女共同参画に関する事業所アンケート調査 (対象：京丹後市内に所在する従業員5名以上の313事業所)	313	101	32.3%

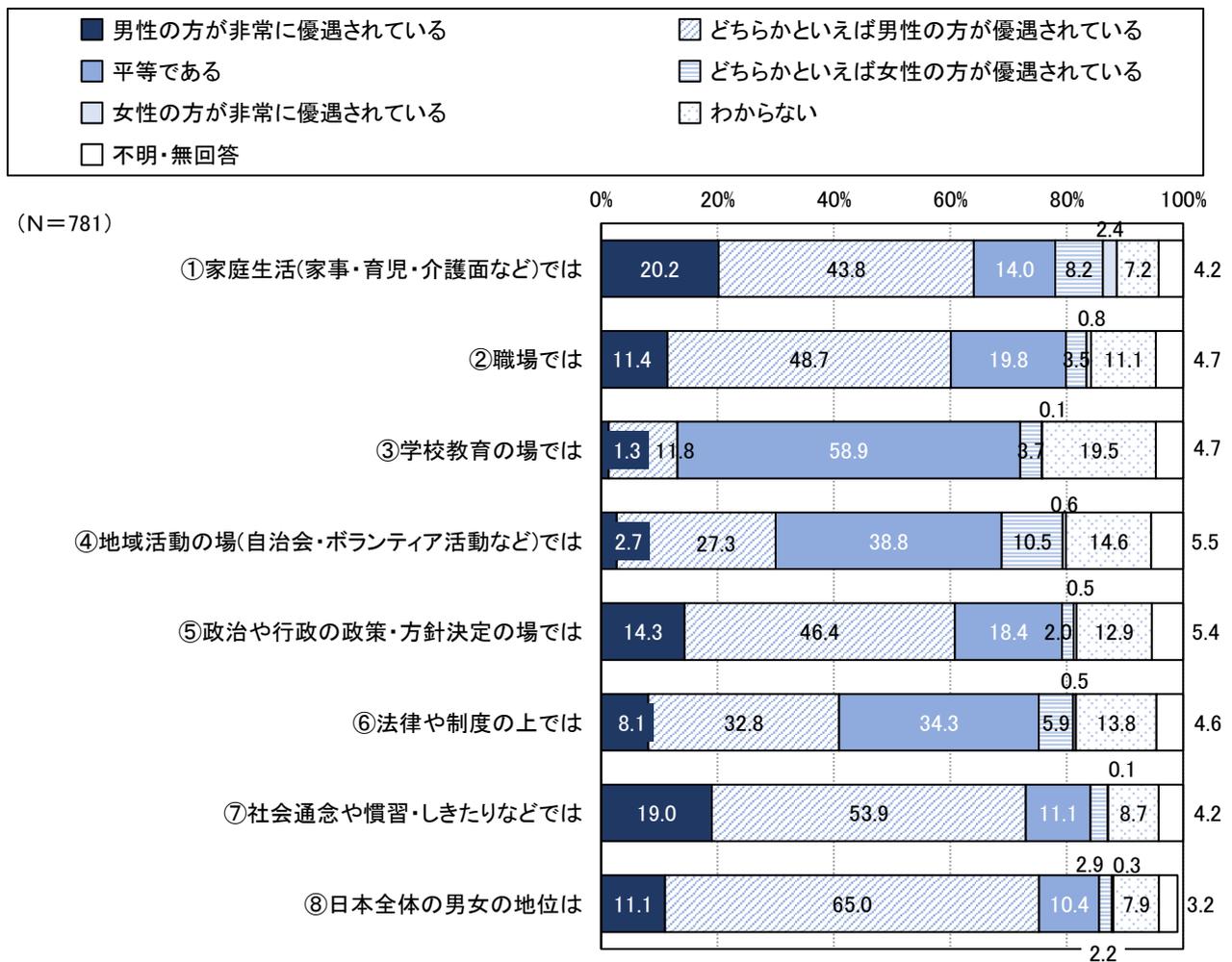
○グラフのN数(number of case)は、有効標本数(集計対象者総数)を表しています。

(1) 男女の平等感について

① 6割の人が、日常生活の多くの場面で「男性優遇」を感じている

男女平等の現状については、「①家庭生活（家事・育児・介護面など）では」「②職場では」「⑤政治や行政の政策・方針決定の場では」「⑦社会通念や慣習しきたりでは」「⑧日本全体の男女の地位は」において、依然として「男性が優遇されている」（「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が60%以上と高くなっています。一方、「③学校教育の場では」においての平等感が高くなっています。

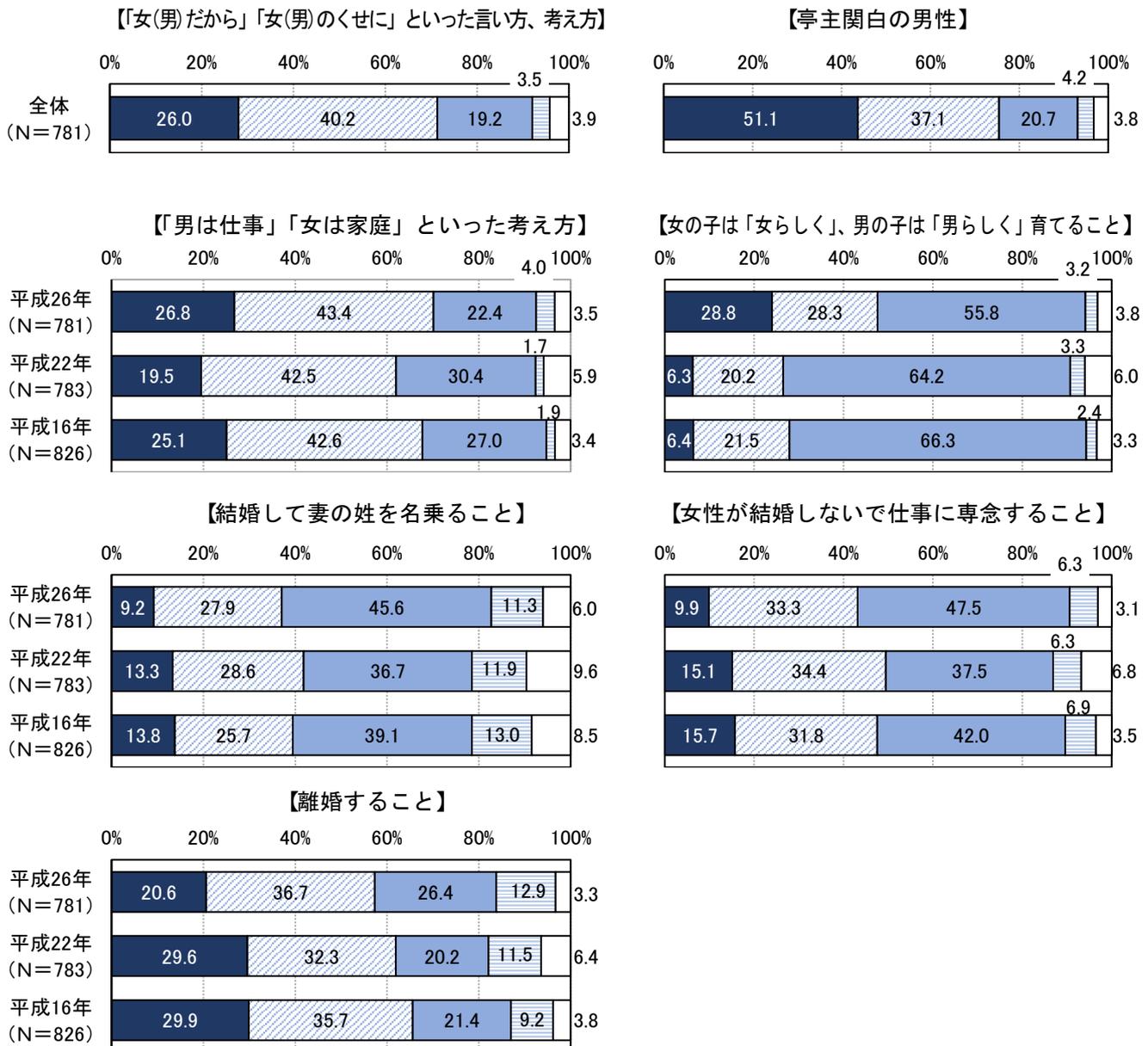
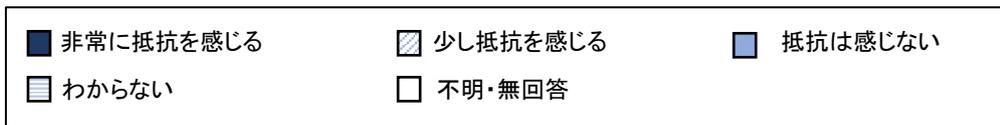
■ 男女平等の現状（単数回答） << H26 市民意識調査 問8 >>



② 約7割の人が『男は仕事』『女は家庭』といった考え方に抵抗感がある

『女（男）だから』『女（男）のくせに』といった言い方、考え方や「亭主関白の男性」「男は仕事』『女は家庭』といった考え方に「抵抗を感じる」（「非常に抵抗を感じる」「少し抵抗を感じる」の合計）は約70%と高い傾向にあります。経年比較をみると、『男は仕事』『女は家庭』といった考え方や「女の子は『女らしく』、男の子は『男らしく』育てること」については、平成22年度よりも「抵抗を感じる」が高くなっており、「結婚して妻の姓を名乗ること」や「女性が結婚しないで仕事に専念すること」、「離婚すること」については、平成22年度よりも「抵抗は感じない」が高くなっています。

■項目別にみる男女平等の意識（単数回答） < H26 市民意識調査 問9 >

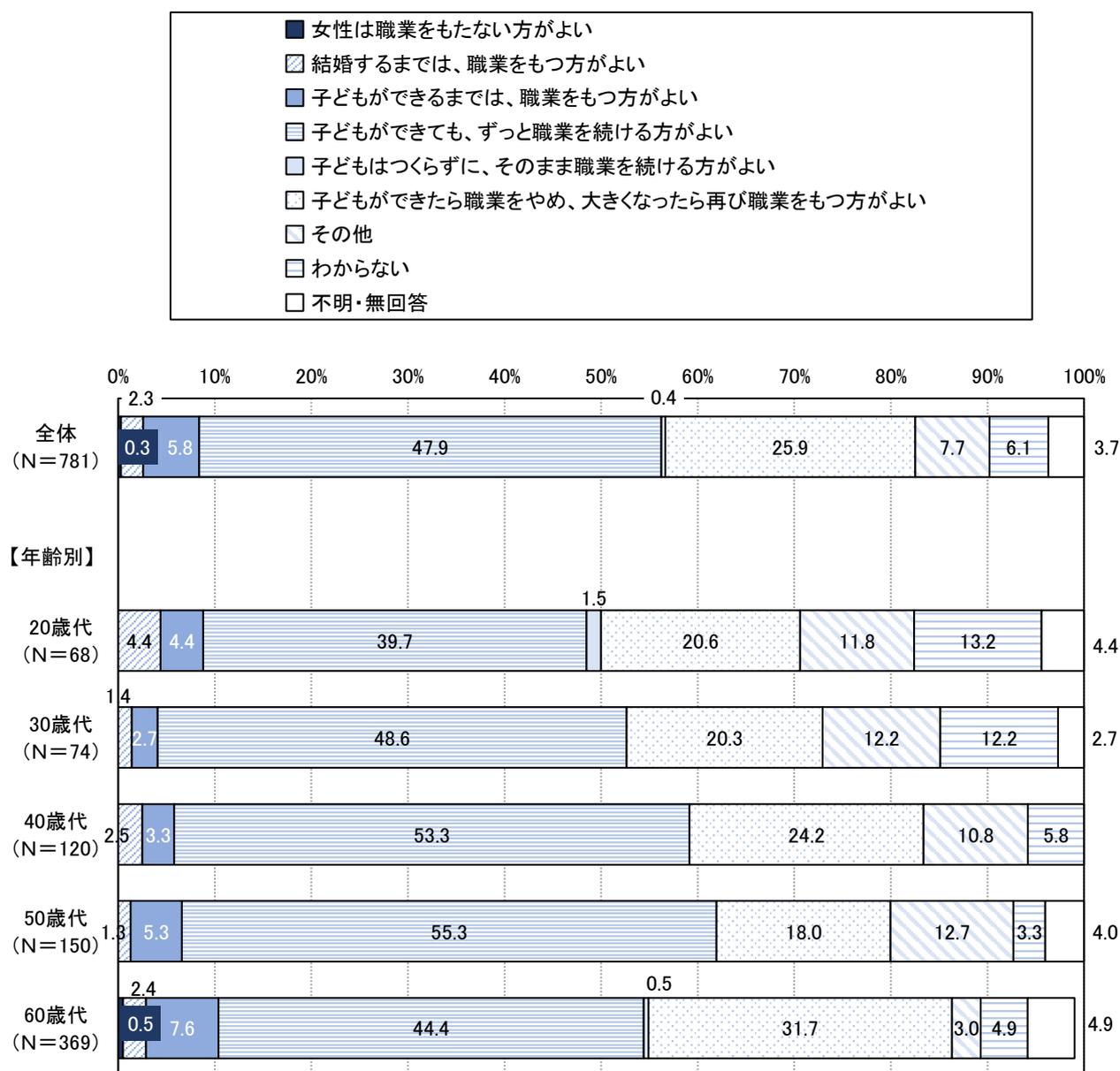


(2) 女性の就労について

① 約5割の人が子どもができてもしっかりと職業を続ける方がよいと考えている

全体でみると、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が47.9%となっており、育児期も女性が職業をもつことに肯定的な人は多くなっています。しかし、年齢別にみると60歳以上では「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が31.7%となっており、他の年代よりも育児期の就労への抵抗感が強くなっています。

■女性が職業をもつことへの意識（単数回答）《H26 市民意識調査 問12》

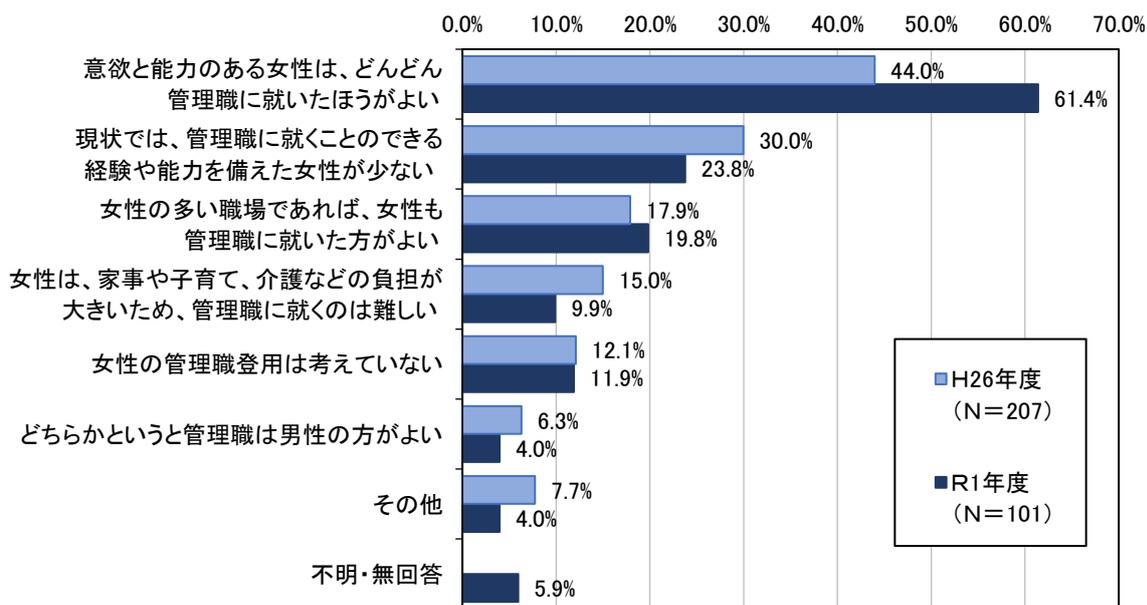


② 女性管理職の登用には女性自身の意欲向上や男女の意識改革が必要である

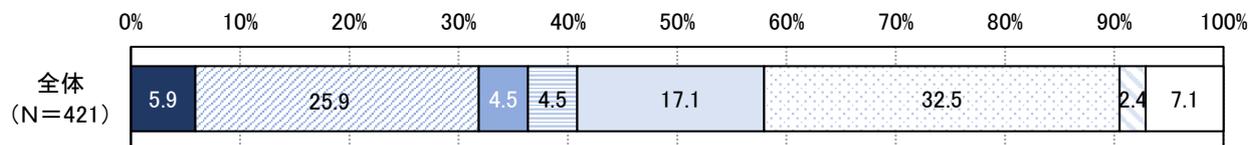
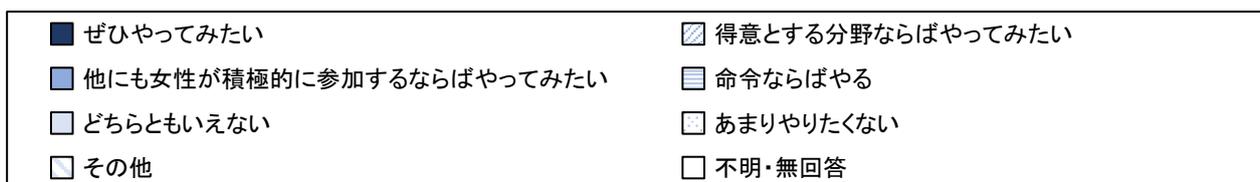
女性の管理職については、平成26年度の調査、令和元年度の調査ともに、事業所では「意欲と能力のある女性はどんどん管理職に就いたほうがよい」が最も高くなっています。

女性の指導的立場への参画を高めていく手法については「男性の意識改革を進める」が40.6%、「すべての仕事を男女がともに担い合うようにする」が37.4%、「女性の意識改革を進める」が32.9%となっています。

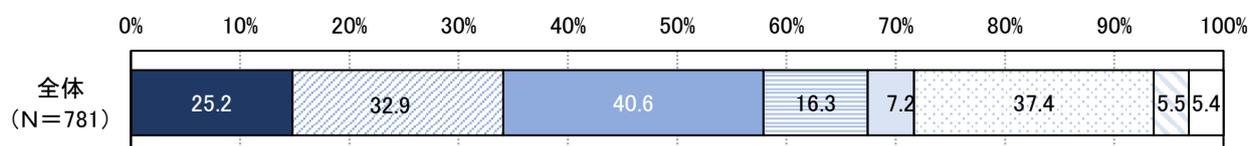
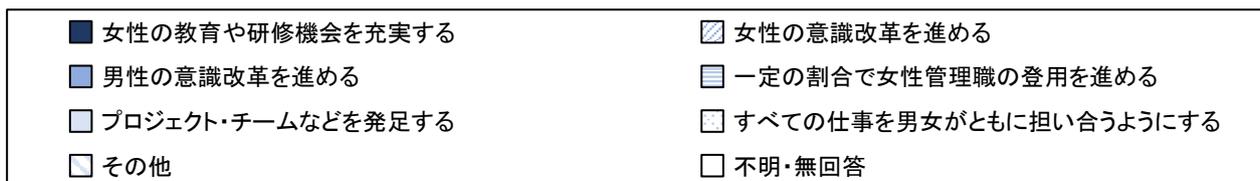
■女性の活用・登用について（複数回答）《H26、R1事業所アンケート調査 問5》



■【女性の方】管理職への参加意欲（単数回答）《H26市民意識調査 問15》



■女性の指導的立場への参画の手法（複数回答）《H26市民意識調査 問14》



(3) 育児・介護との両立について

① 男性の育児休業取得には、育児・介護休業中の代替要員の確保が課題である

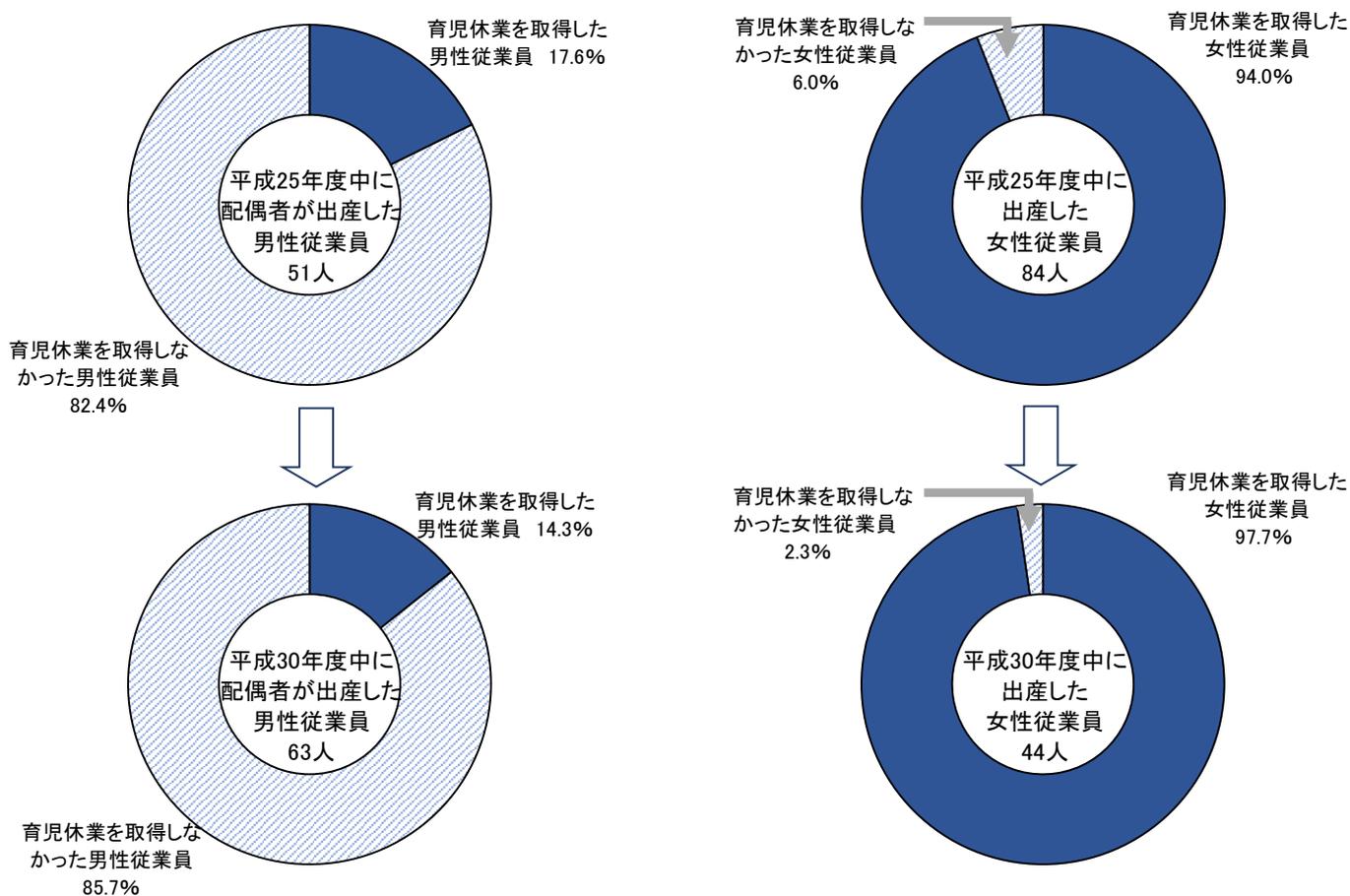
平成30年度中の育児休業取得状況については、男性の育児休業取得率は14.3%、出産した女性の育児休業取得率は97.7%となっており、男女ともに、全国調査を1割以上上回っています。また、介護休業については、男性で1人、女性で7人が取得しています。

仕事と育児・介護の両立支援については、平成26年度の調査、令和元年度の調査ともに「育児休業や介護休業などによる代替要員の確保が難しい」が最も高く、次いで「業務の効率や質が落ちる」「休業することで収入などの面で不安があるため、従業員が利用を望まない」等となっています。

■ 育児休業の取得状況（平成25年度、平成30年度）

男性従業員	平成25年度		平成30年度		女性従業員	平成25年度		平成30年度			
	配偶者が出産した男性従業員がいないと回答した事業所数	180	78	出産した女性従業員がいないと回答した事業所数		181	89	配偶者が出産した女性従業員がいると回答した事業所数	26	12	
配偶者が出産した男性従業員がいると回答した事業所数	27	23	出産した女性従業員がいると回答した事業所数	26	12	平成30年度中に配偶者が出産した男性従業員数	51	63	平成30年度中に出産した女性従業員数	84	44
うち、育児休業を取得した男性従業員数	9	9	うち、育児休業を取得した女性従業員数	79	43	男性 育児休業取得率	17.6%*	14.3%	女性 育児休業取得率	94.0%	97.7%

※平成25年度の育児休業を取得した男性は全員同じ事業所の従業員である。



資料：H26、R1 男女共同参画に関する事業所アンケート調査（問7）

■介護休業の取得状況（平成25年度、平成30年度）

介護休業を取得した従業員 （回答のあった事業所全体）	男性		女性	
	平成25年度	平成30年度	平成25年度	平成30年度
	4	1	8	7

資料：H26、R1 男女共同参画に関する事業所アンケート調査（問8）

■参考：育児休業の取得状況（全国）

	平成25年度 ※1	平成30年度 ※2
≪男性≫配偶者が出産した男性労働者のうち育児休業を取得した割合	2.0%	8.6%
≪女性≫出産した女性労働者のうち育児休業者の割合	83.0%	87.9%

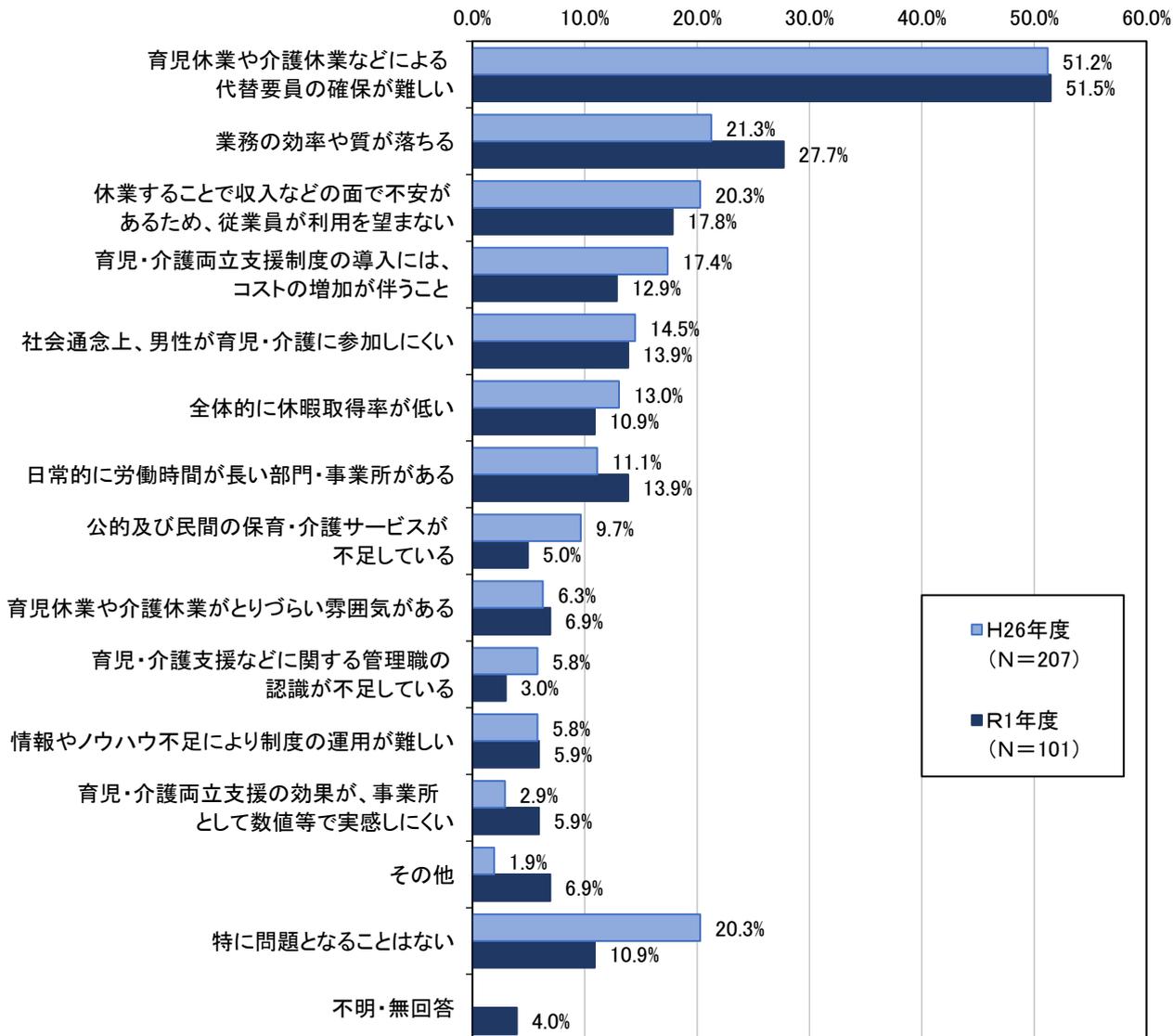
※1「育児休業者」は、平成23年10月1日～平成24年9月30日に出生した者又配偶者が出生した者のうち、調査時点（平成25年10月1日）までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）をいう。

※2「育児休業者」は、平成28年10月1日～平成29年9月30日に出生した者又配偶者が出生した者のうち、調査時点（平成30年10月1日）までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）をいう。

資料：平成25年雇用均等基本調査（確報）、平成30年雇用均等基本調査（確報）

■仕事と育児・介護の両立支援を推進しようとする場合の問題（複数回答）

≪H26、R1事業所アンケート調査 問9≫

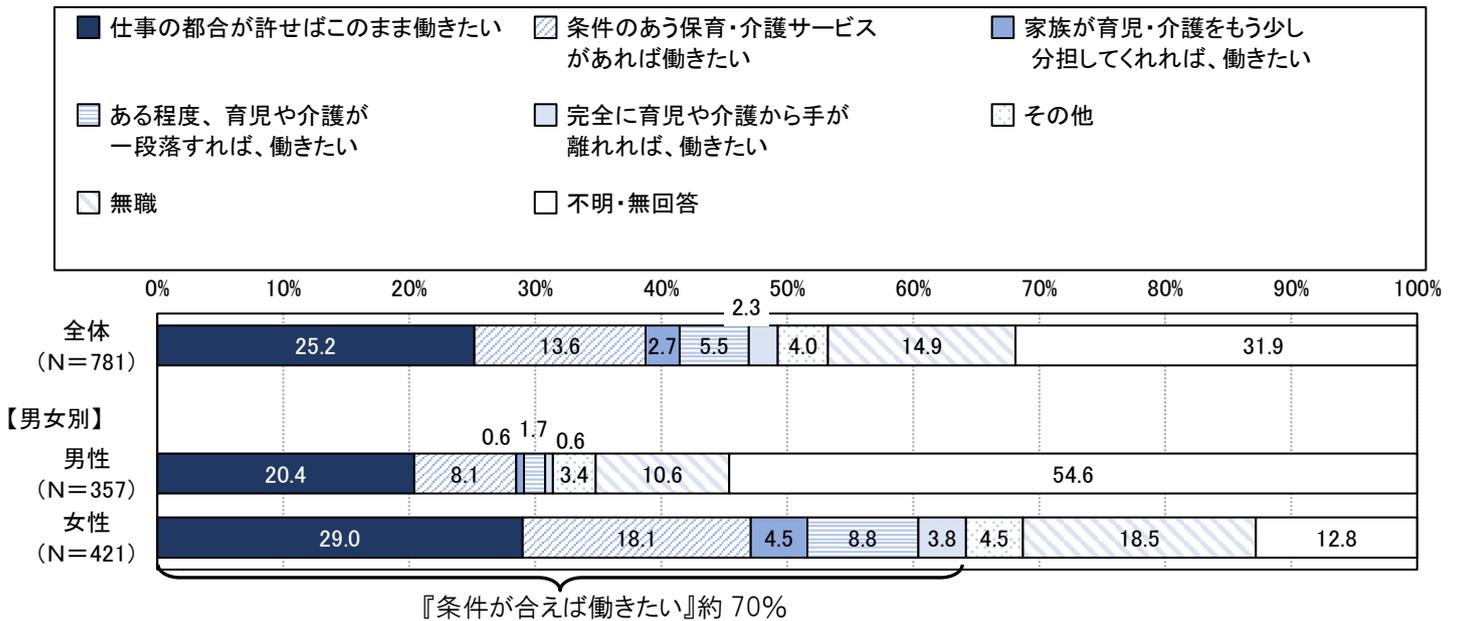


② 6割の女性が家庭と仕事の両立を希望し、支援の充実や家族の理解と協力を期待している

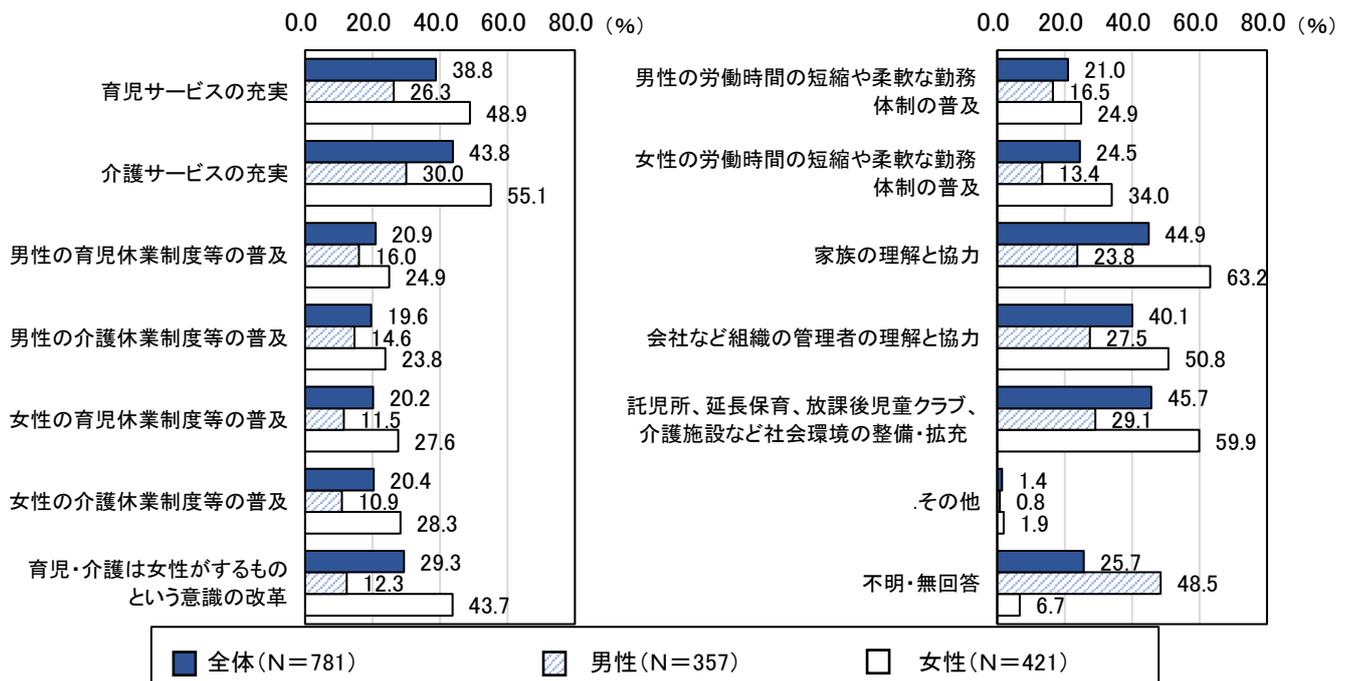
育児・介護と仕事の両立に関する希望については、「条件があれば働きたい」（「仕事の都合が許せばこのまま働きたい」～「ある程度、育児や介護が一段落すれば、働きたい」の合計）が女性で約60.0%となっています。

育児・介護と仕事の両立のために必要なことについては、「託児所、延長保育、放課後児童クラブ、介護施設など社会環境の整備・拡充」や「家族の理解と協力」が女性では約60.0%、男性では30.0%未満となっており、男女で意識の差が大きくなっています。

■ 育児・介護と仕事の両立に関する希望（単数回答） << H26 市民意識調査 問17 >>



■ 育児・介護と仕事の両立のために必要なこと（複数回答） << H26 市民意識調査 問18 >>



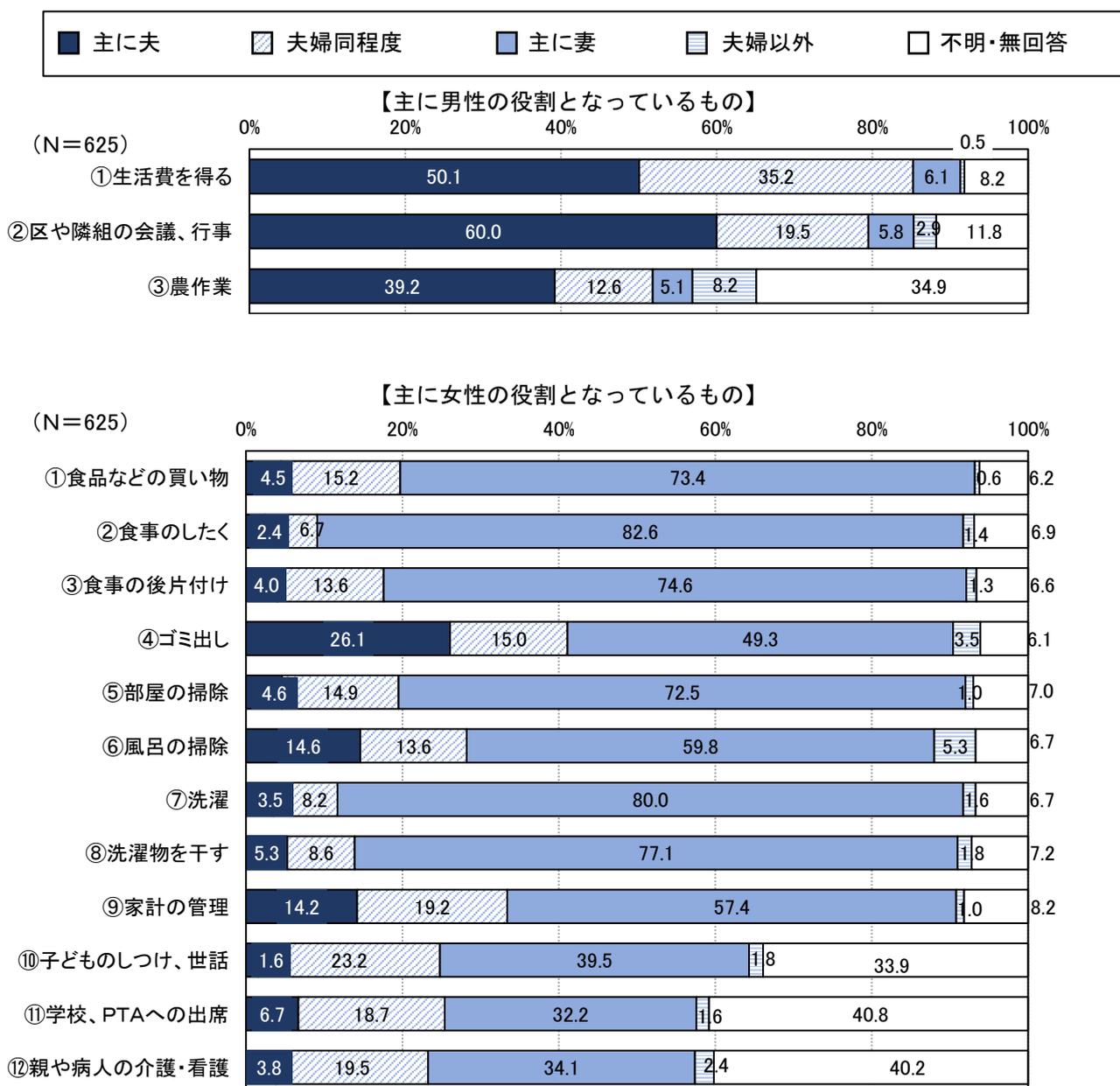
(4) 家庭における役割分担について

① 主な家事は女性の役割、20～30 歳代は男性が家事に協力的である

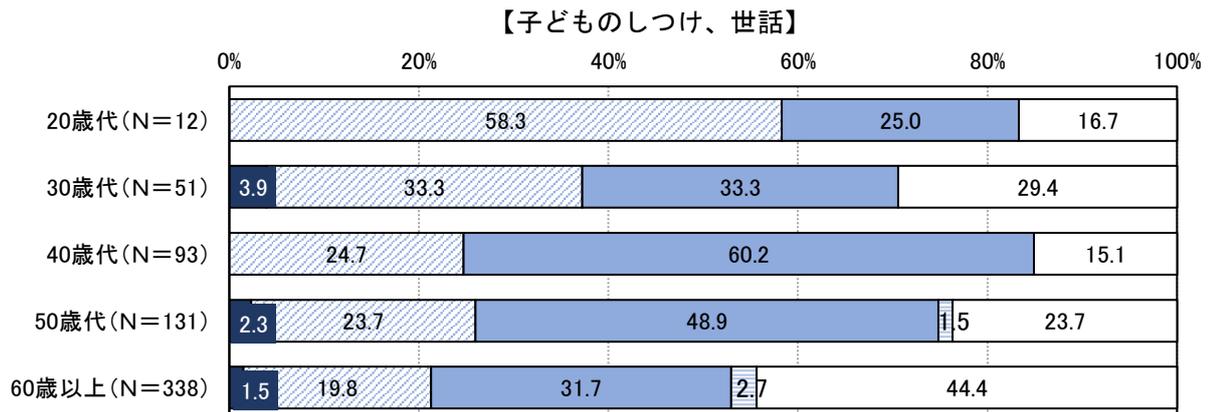
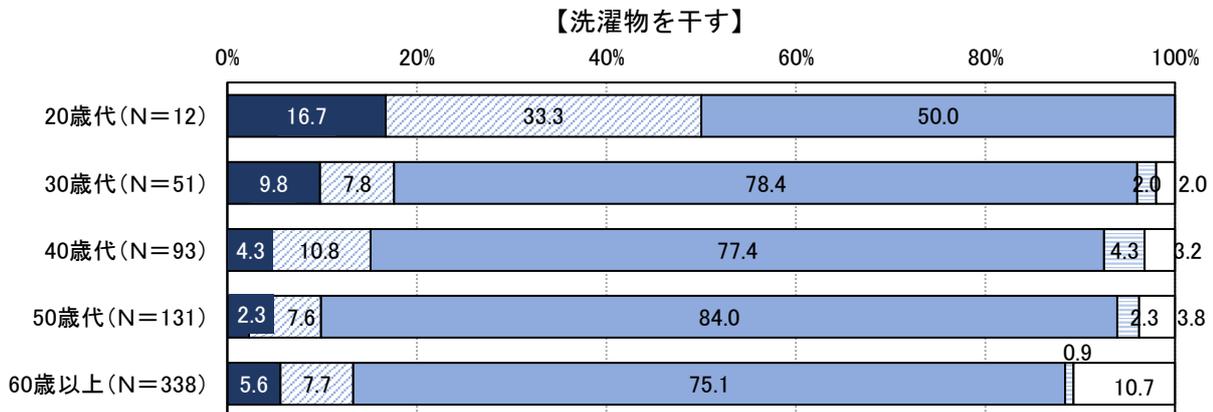
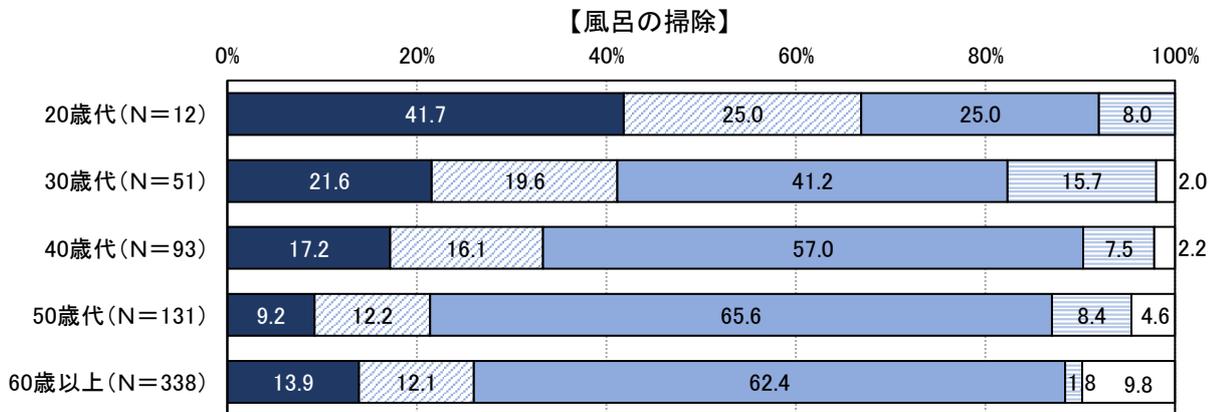
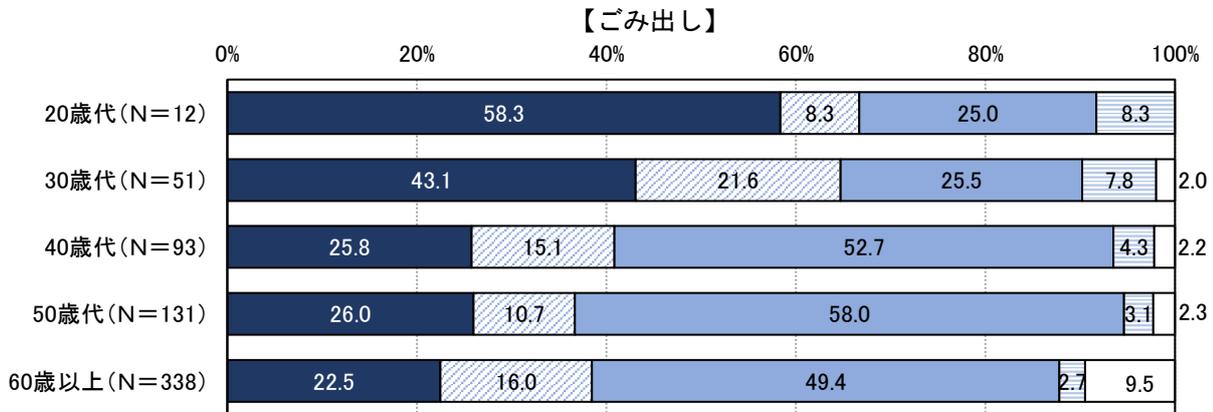
夫婦の仕事・家事分担については、「①食品などの買い物」「②食事のしたく」や「③食事の後片付け」「⑤部屋の掃除」「⑦洗濯」等、いわゆる日常的な家事については女性が担っている割合が高く、一方で「①生活費を得る」「②区や隣組の会議、行事」は男性が担っている傾向がみられます。

また年齢別にみると、若い年代ほど男性が家事を担ったり、夫婦で同程度分担している傾向がみられ、「ごみ出し」は20歳代～30歳代、「風呂の掃除」は20歳代で男性が女性を上回っています。

■ 【結婚されている方】夫婦の仕事・家事分担（単数回答）《H26 市民意識調査 問20》



■ 【結婚されている方】夫婦の仕事・家事分担（単数回答）≪H26 市民意識調査 問20≫ 年代別比較

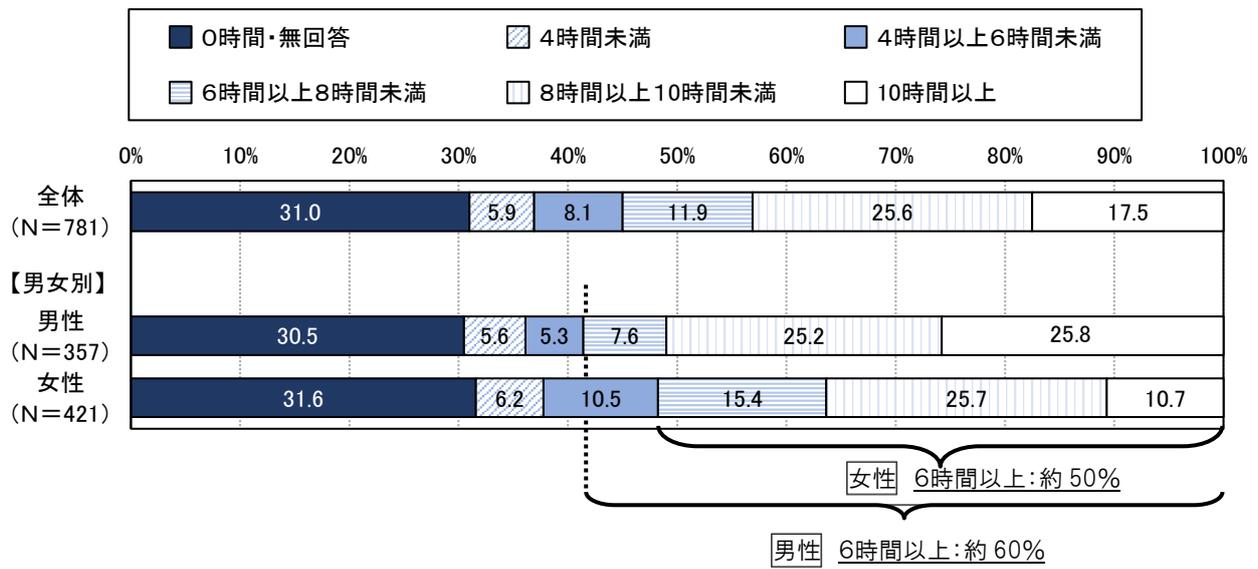


② 男性の約 25%が平日 10 時間以上の労働、女性は仕事と家事両方を負担している

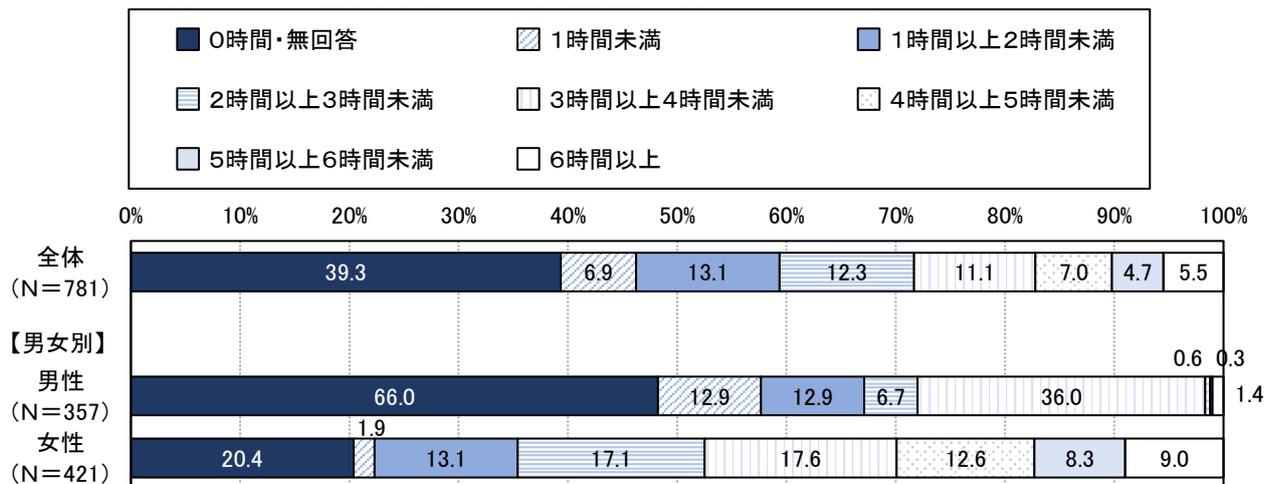
平日の仕事に費やす時間について、男女で比較すると、「10 時間以上」で男性が女性の倍以上となっており、長時間労働の傾向がみられます。また、平日の家事に費やす時間では、男性で「0 時間または無回答」が 60%以上となっており、労働時間の長さから、男性の家事参画が難しくなっていると考えられます。

しかし、平日 6 時間以上仕事をしている女性が半数以上いることを考えると、仕事と家事両方の負担が大きい女性は少なくないと考えられます。

■ 平日の仕事に費やす時間（数量回答） << H26 市民意識調査 問 19 >>



■ 平日の家事に費やす時間（数量回答） << H26 市民意識調査 問 19 >>

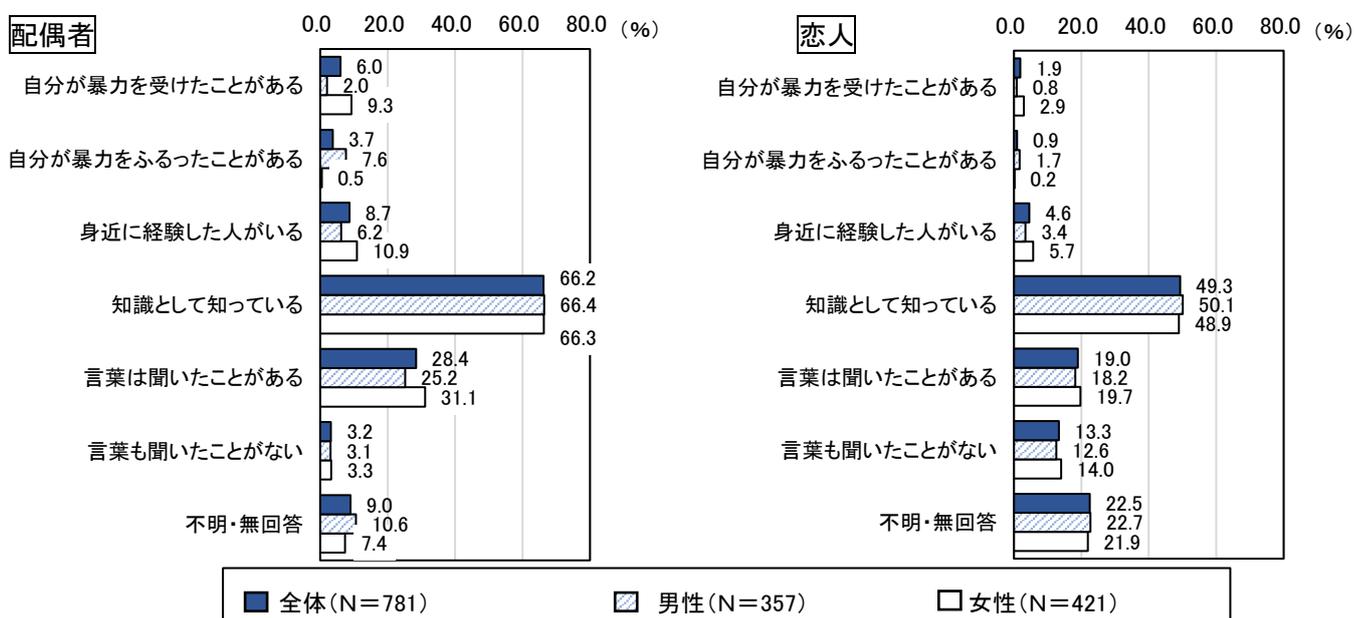


(5) 暴力や性犯罪について

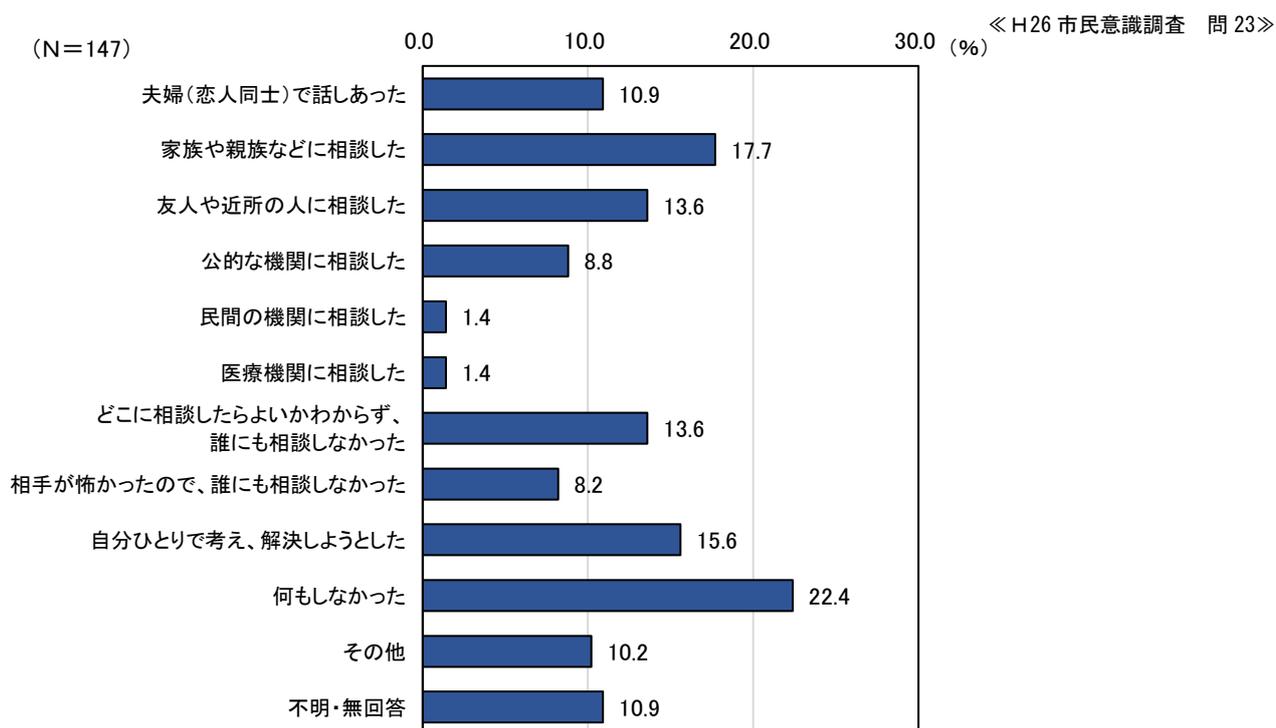
① 既婚女性の10人に1人はDV経験者だが、周囲に相談できていない

配偶者からの身体的・心理的暴力について男女で比較すると、「自分が暴力を受けたことがある」の割合は女性の方が高く、約10%が経験者となっています。DVへの対処については、「何もしなかった」が約20%と最も高く、次いで「家族や親族などに相談した」「自分ひとりで考え、解決しようとした」が10%台となっています。また、「公的な機関に相談した」「医療機関に相談した」等の割合は10%未満にとどまっています。

■ 配偶者等からのDVの経験（複数回答） ≪ H26 市民意識調査 問 22、23 ≫



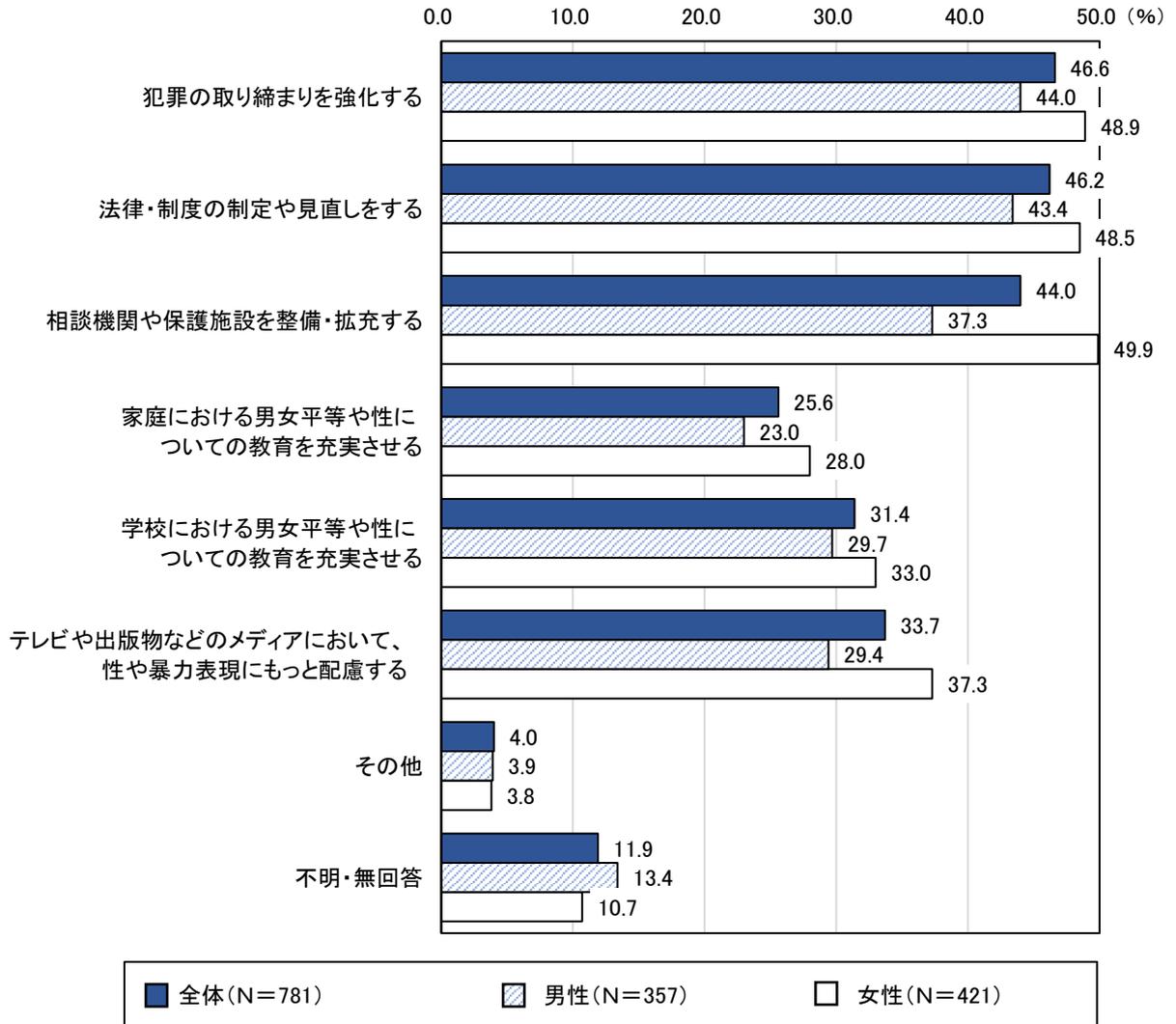
■ 【配偶者・恋人（から/へ）の暴力経験者または身近に経験者がいる方】DVへの対処（複数回答）



② 女性は相談機関や保護施設の充実を重要視している

暴力や性犯罪等から女性の人権を守るために必要なことについては、「犯罪の取り締まりを強化する」「法律・制度の制定や見直しをする」「相談機関や保護施設を整備・拡充する」が40%以上を占めています。男女で比較すると「相談機関や保護施設を整備・拡充する」の割合は、女性の方が高く、男女で10%以上の差がみられます。

■暴力や性犯罪等から女性の人権を守るために必要なこと（複数回答）《H26 市民意識調査 問 24》



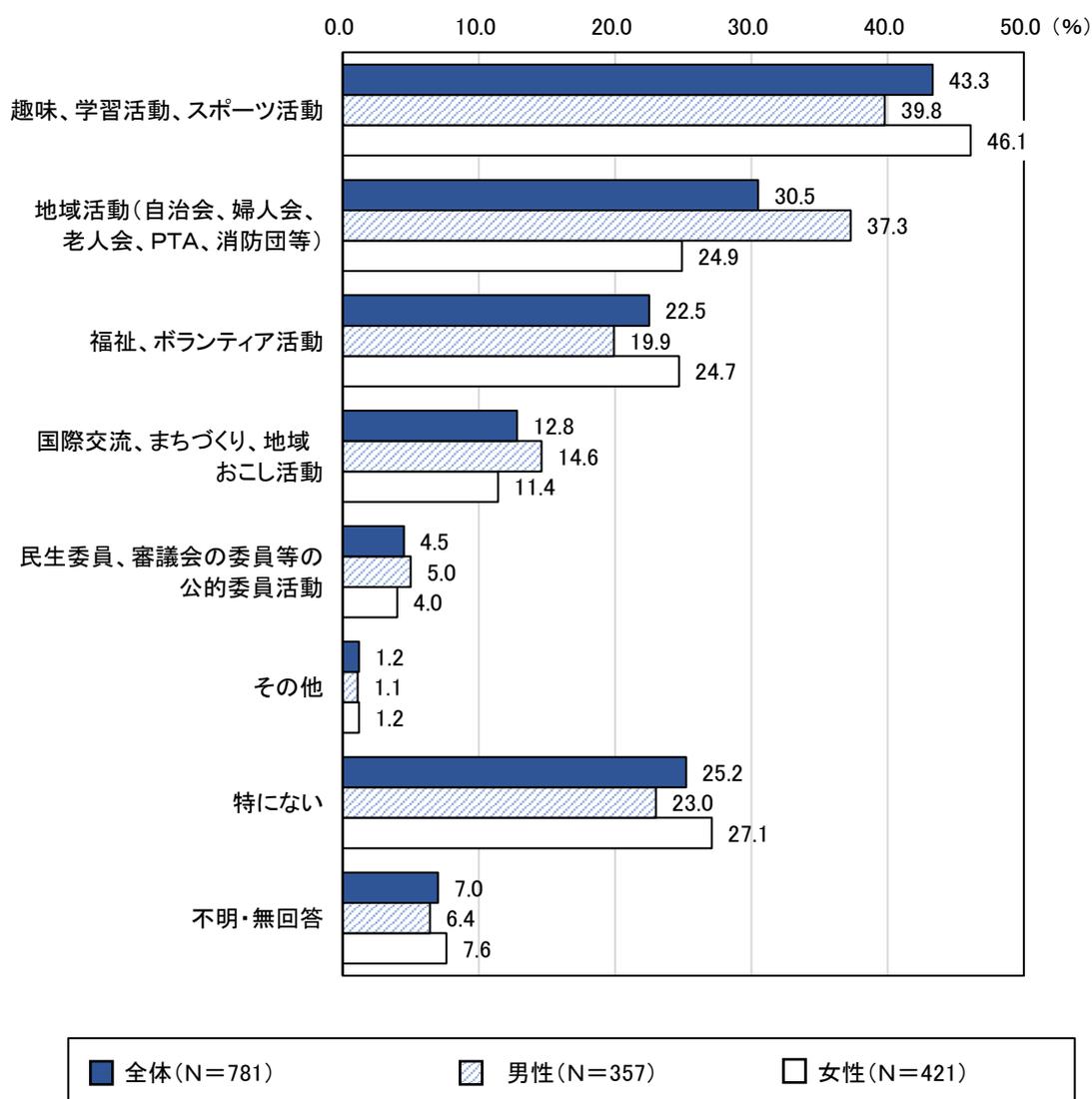
(6) まちづくりにおける男女共同参画について

① 女性は男性に比べて地域活動への参加希望が少ない

社会活動への参加状況や今後の参加希望については、「趣味、学習活動、スポーツ活動」が40%以上と最も高く、次いで「地域活動（自治会、婦人会、老人会、PTA、消防団等）」が約30%、「福祉、ボランティア活動」が20%以上となっています。

男女で比較すると「地域活動（自治会、婦人会、老人会、PTA、消防団等）」では男性の方が高く、男女で10%以上の差がみられます。

■社会活動への参加状況や希望（複数回答） ≪H26 市民意識調査 問25≫

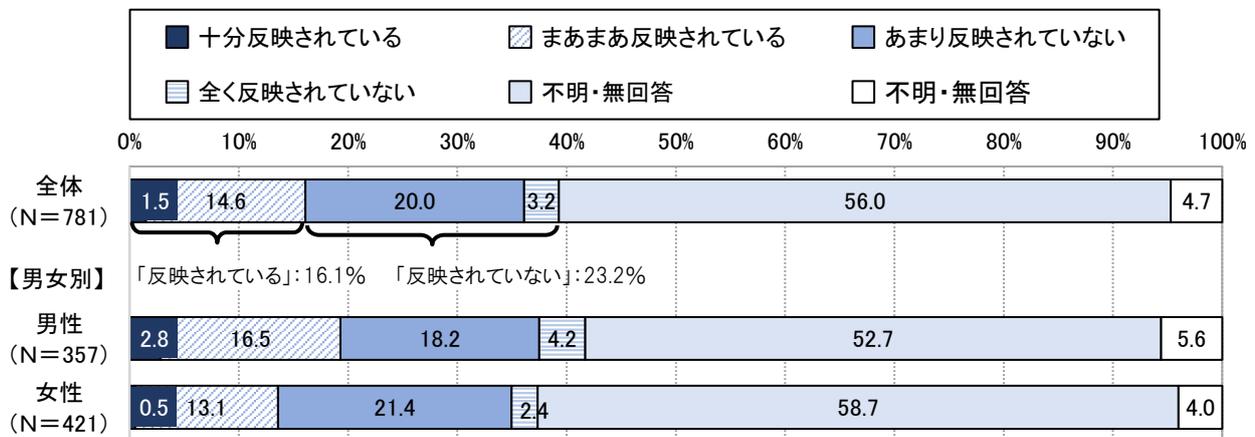


② 約4割の人が男性優位の組織運営等が女性の政策決定の場への参加を妨げていると感じている

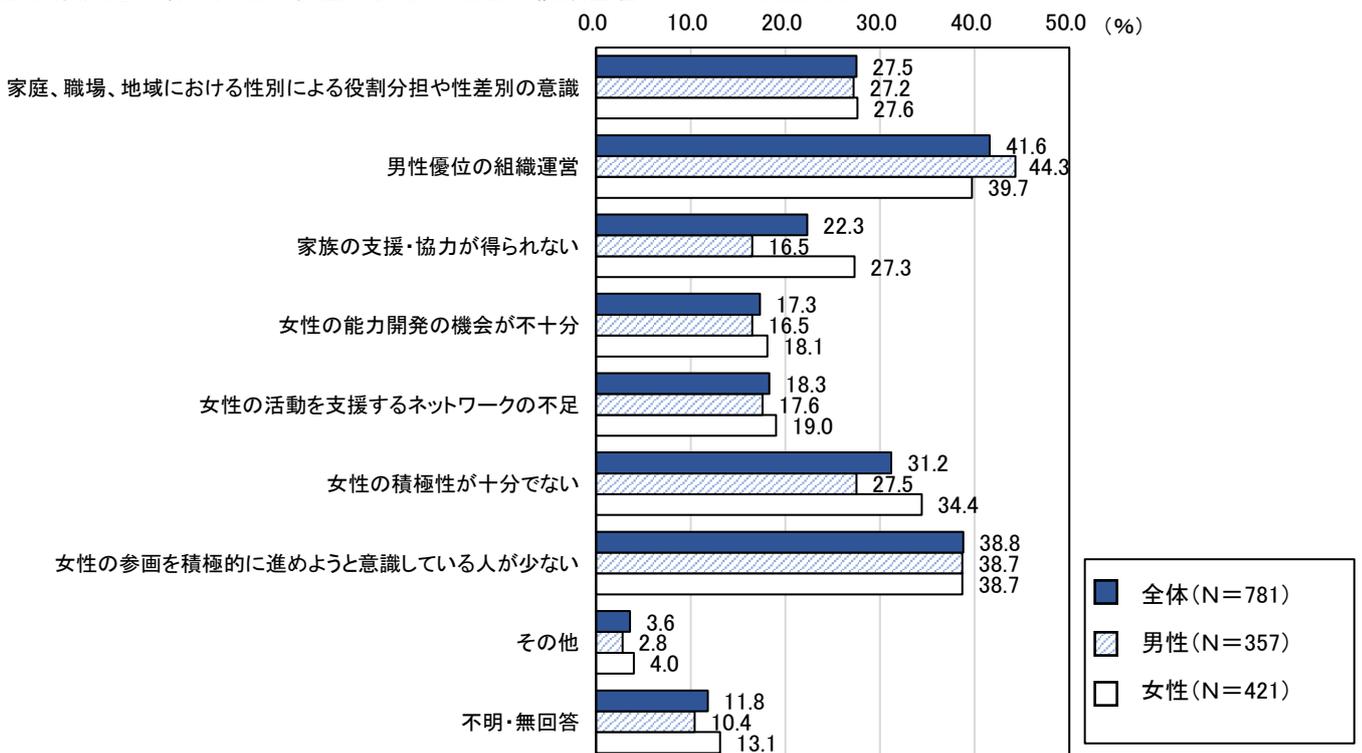
まちづくりへの女性意見の反映については、「反映されている」（「十分反映されている」「まあまあ反映されている」の合計）が16.1%、「反映されていない」（「あまり反映されていない」「まったく反映されていない」の合計）が23.2%となっており、「わからない」が過半数となっています。

政策決定の場に女性の参加が少ない理由については、「男性優位の組織運営」「女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない」が約40%と高くなっています。また「家族の支援・協力が得られない」「女性の積極性が十分でない」は女性が高く、男女で約10%の差がみられます。

■ まちづくりへの女性意見の反映について（単数回答）〈H26 市民意識調査 問26〉



■ 政策決定の場に女性の参画が少ない理由（複数回答）〈H26 市民意識調査 問27〉



(7) 男女共同参画の実現に必要なことについて

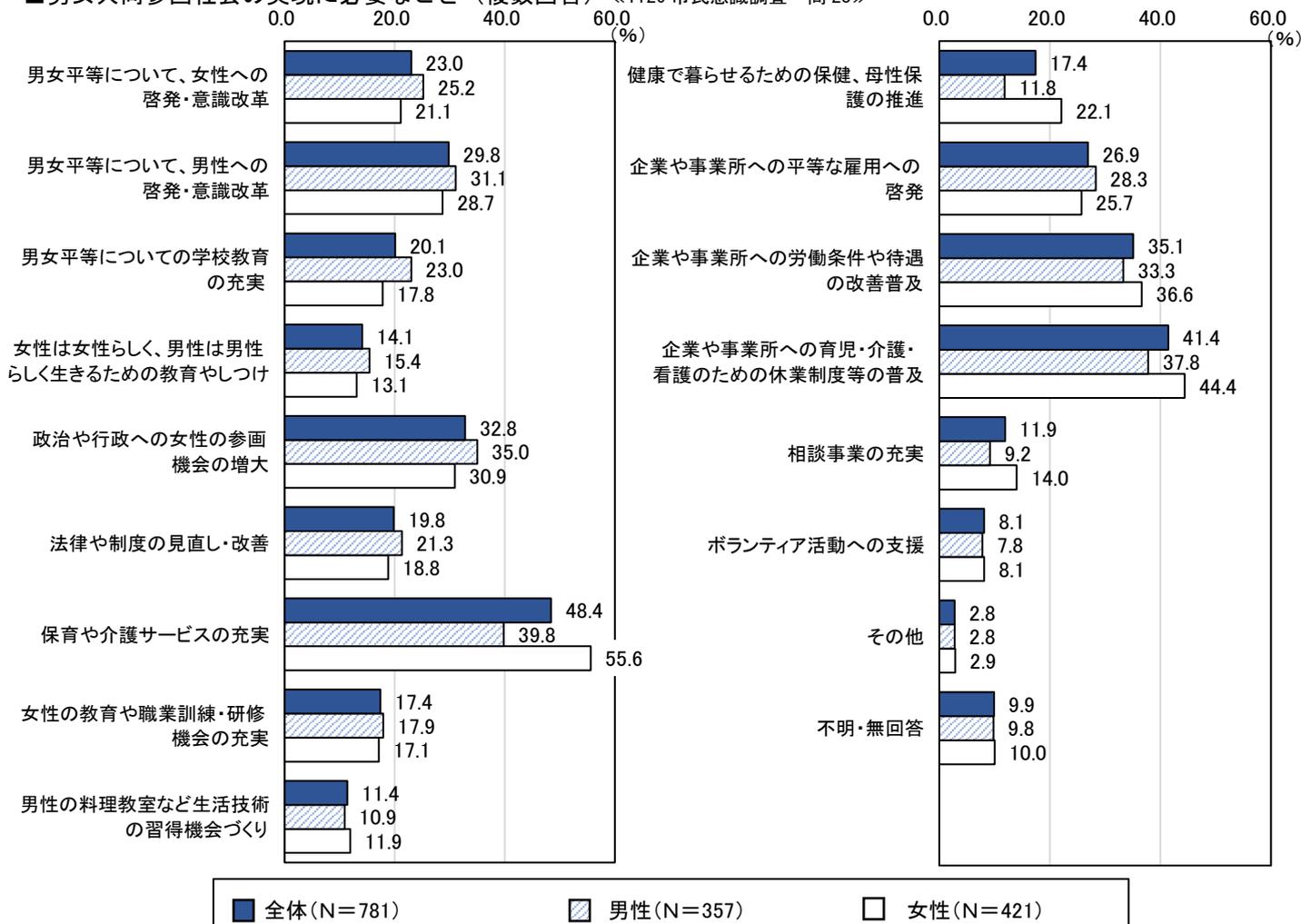
① 5割以上の女性が保育・介護サービスの充実、4割以上が育児・介護休業制度の普及を希望している

男女共同参画の実現に必要なことについては、「保育や介護サービスの充実」が48.4%と最も高く、次いで「企業や事業所への育児・介護・看護のための休業制度等の普及」「企業や事業所への労働条件や待遇の改善普及」等、企業や事業所における環境整備が求められています。

事業所が男女共同参画を進めるにあたり、行政に対して望むことについては、平成26年の調査、令和元年度の調査ともに「結婚や育児退職後の再就職及び能力開発の機会をつくる」「男女共同参画や女性の能力開発のための講座やセミナーを開催する」など女性の再就職を準備・支援する場が求められています。

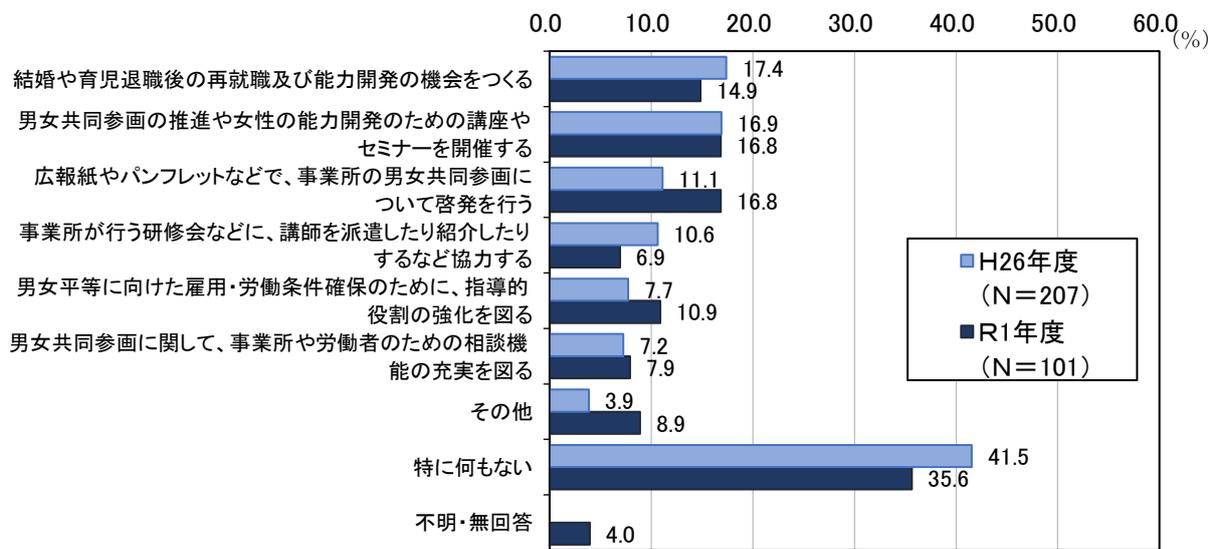
教育・保育現場で児童・園児に必要な男女共同参画に関する気づきについてみると、平成26年の調査、令和元年度の調査ともに、保育士は「父親の子育てや家事への参加」「性別にかかわらず個性を發揮できる職業意識の醸成」等が高く、こども園（幼稚園）や小学校の教員は「男女の身体的な性差を理解する」「性別にかかわらず個性を發揮できる職業意識の醸成」が高くなっています。

■ 男女共同参画社会の実現に必要なこと（複数回答） << H26 市民意識調査 問28 >>



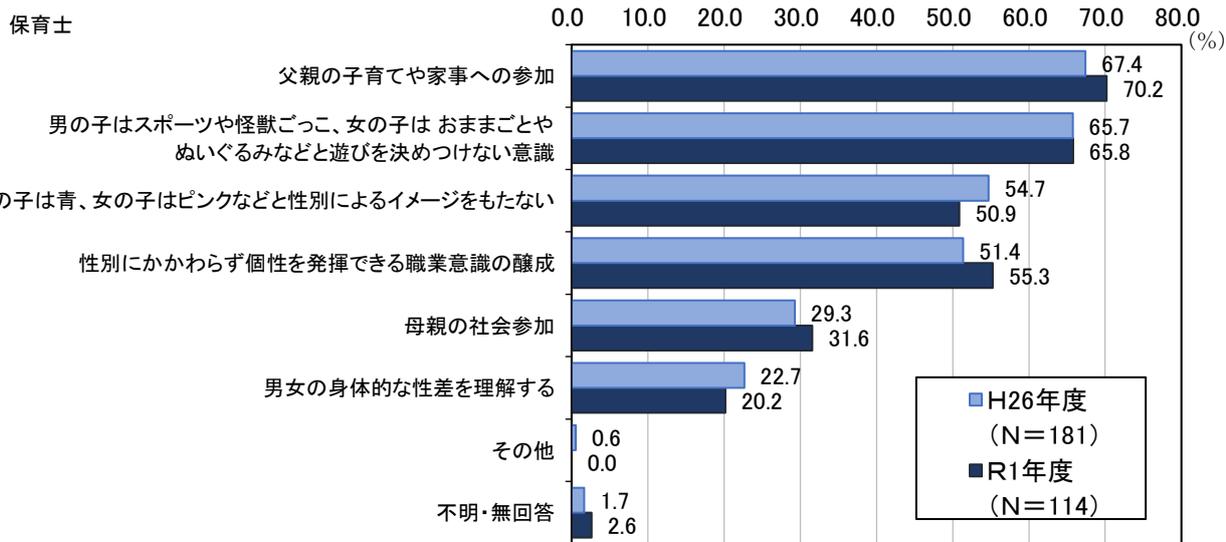
■ 事業所の男女共同参画を進めるにあたり、行政に対して望むこと（複数回答）

《H26、R1 事業所アンケート調査 問14》

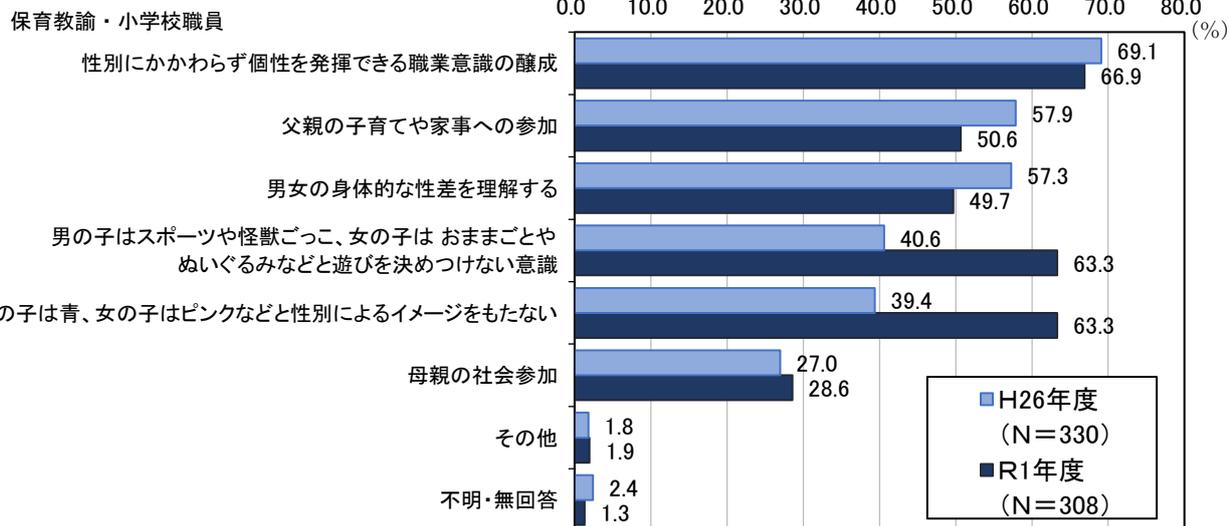


■ 教育・保育現場で児童・園児に必要な男女共同参画に関する気づき（複数回答）

《H24、R1 保育・教育現場アンケート調査 問12》



《H24、R1 保育・教育現場アンケート調査 問15、問14》



3 第1次計画の取組み状況

(1) 重点目標の達成状況

平成27年度を目標として設定した目標値と、平成26年度に把握した実績値を比較し、達成度を確認しました。評価の基準は次のとおりです。

<評価基準>

- A…平成26年度の実績が目標値を達成している
- B…目標達成には至らなかったが、改善している
- C…平成17年度時点の実績値と変化がない
- D…平成17年度時点から後退している

基本方向	基本目標	No.	評価指標	実績値		目標値	評価結果	
				平成17年度	平成26年度	平成27年度		
男女がともに参画するまちづくり	ともに つくるまち	1	男女いずれかの職員比率が80%を超えた行政部局の解消(部単位・正職員)	8部局	8部局	7部局	C	
		2	管理職への女性登用促進(市職員)	28.4%	29.7%	30.0%以上	B	
		3	審議会等における女性委員比率	40.4%	25.7%	50.0%	D	
		4	京丹後市女性センター活用の充実	月6回 (平成23年度)	月1.8回	月2回	D	
	働く まち	ともに	5	家族経営協定の締結農家数	5戸 (平成16年度)	9戸	13戸	B
			6	就業者*における家事従事時間の男女格差 (※アンケート調査記入者の平均。0時間や無回答は除く。ここでいう就業者は学生、家事専業、無職以外を選択した者。)	1時間42分 (平成22年度)	1時間51分	1時間	D
	暮らす まち	ともに 高めあう	7	就業支援講座の開催	-	年1回	年4回	B
			8	再就職・起業相談会の開催	-	年25回	年6回	A
			9	女性団体ネットワーク加入団体	-	10団体	20団体	B
	楽しむ まち	ともに 人生	10	育児・介護休業取得状況の調査把握	-	実施	実施	A
人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶			語り 合える まち	11	女性相談の充実	月1回	月3回*	週1回
	12	女性問題アドバイザー養成講座修了者のアドバイザー登録者数		25人	11人	20人	D	
	し 合える まち	応援	13	ドメスティック・バイオレンスを経験した市民のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合(住民意識調査結果)	15.3% (平成16年度)	13.6%	0.0%	B
			14	男女共同参画啓発パンフレット作成・配布	-	1冊	1冊	A

*平成26年度からは女性問題アドバイザーによる電話相談も集計。

基本方向	基本目標	No.	評価指標	実績値		目標値	評価結果	
				平成 17 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶	尊重し合えるまち	15	「生命の尊さや心身の健康について学習を行う保健事業」の年間開催回数	-	11 回	10 回	A	
		健康で安心なまち	16	乳がん検診の受診率の向上	18.0% (平成 16 年度)	48.2	50.0%	B
			17	子宮がん検診の受診率の向上	17.0% (平成 16 年度)	44.7	50.0%	B
			18	「うつ病」予防の健康教室開催回数	21 回 (平成 23 年度)	26 回	50 回	B
		子育てでも安心なまち	19	延長保育の拡大	6ヶ所 30 人 (平成 16 年度)	12 ヶ所 124 人	10 ヶ所 50 人	A
			20	低年齢児の保育拡大	265 人 (平成 16 年度)	477 人	360 人	A
			21	休日保育の実施	2ヶ所 (平成 23 年度)	2ヶ所	6ヶ所	C
			22	病後児保育事業(派遣型)	- (平成 16 年度)	※平成 27 年度施設型実施予定	1ヶ所	C
			23	一時預かり保育事業(旧一時保育事業)	3ヶ所 15 人 (平成 16 年度)	6ヶ所 892 人	7ヶ所 600 人(延べ)	A
			24	放課後児童クラブの拡充	3ヶ所 65 人 (平成 16 年度)	10 ヶ所 343 人	11 ヶ所 330 人	A
			25	子育て支援センターの設置	6ヶ所 (平成 23 年度)	8ヶ所 (平成 27 年度予定)	7ヶ所	A
			26	ファミリーサポートセンター登録会員数	137 人 (平成 23 年度)	106 人	350 人	D
		安心なまち 老後も	27	介護保険地域密着型サービス拠点数(グループホーム・小規模多機能型サービス事業所)	4ヶ所 (平成 16 年度)	23 ヶ所	20 ヶ所	A
		安心なまち ひとり親も	28	ひとり親同士の交流機会づくり	年 1 回 (平成 16 年度)	年 2 回	年 1 回	A
		安心なまち 障害者も	29	グループホーム・ケアホーム設置数	1ヶ所 (平成 16 年度)	6ヶ所	6ヶ所	A
30	ホームヘルプサービス事業所数		6ヶ所 (平成 16 年度)	9ヶ所	10 ヶ所	B		
31	ショートステイサービス提供事業所数		7ヶ所 (平成 16 年度)	9ヶ所	10 ヶ所	B		

基本方向	基本目標	No.	評価指標	実績値		目標値	評価結果
				平成 17 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
男女共同参画についての理解促進	身近なことから学ぶまち	32	市内事業所への啓発活動 (資料等の配布、講師の派遣等)	- (平成 16 年度)	3人以上の事業所対象	一定規模以上の事業所対象	A
	幼い頃から学ぶまち	33	幼稚園・学校教職員への啓発活動(資料等の配布、講師の派遣等)	- (平成 16 年度)	全小学校	全幼稚園・小学校	A
		34	保育所職員への啓発活動 (資料等の配布、講師の派遣等)	- (平成 16 年度)	全保育所	全保育所	A
	大人こそ学ぶまち	35	男女共同参画セミナーの開催	3回	5回	10回	B
		36	人権学習会の開催回数	8回 (平成 23 年度)	20回	10回	A
		37	人権学習会への参加者数	1,085人 (平成 23 年度)	1,908人	1,600人	A
	国際的視野に立ったまち	38	国際交流・協力事業	- (平成 16 年度)	6回	7回	B
		39	外国語学習講座の開催	- (平成 16 年度)	3講座	5講座	B
総合的な取り組みの推進	まちづくり	40	インターネットを活用した情報提供	-	実施	実施	A

○NO. 3 審議会等における女性委員比率については、委員に選出される代表者の立場に男性が就いていることが多く、男女比にかたよりができやすい状況となっています。男女双方の視点を取り入れた審議会等運営のためには、団体の役職への女性就任を進め、会長は男性でも副会長には女性に就いてもらうなど、男女比等を考慮した委員の選出方法を検討する必要があります。

○NO. 4 京丹後市女性センター活用の充実については、京丹後市女性センターは、平成 19 年に開設され電話相談の拠点として活用されてきました。事前に申請をすれば女性団体の集いの場としても活用できますが、認知度の低さや場所、開館時間の問題もあり、十分に活用されているとはいえません。今後、利用条件の見直しやPRの強化が必要です。

○NO. 6 就業者における家事従事時間の男女格差については、近年、本市においても女性の労働力率は上昇しているものの、依然として家事従事時間は女性の方が長く、男女の差も広がっています。男女が協力してともに生活する環境を整備するためには、男性の家事・育児への参画の必要性を啓発することが必要です。

○NO. 12 女性問題アドバイザー養成講座修了者のアドバイザー登録者数については、平成 17 年～18 年にかけて養成事業を実施しました。養成事業終了から 10 年が経過し、登録者数も減少しています。相談事業では、相談内容も年々複雑化していることから、今後はアドバイザー一人ひとりの質を高めることで、より相談者に寄り添った支援をすることが求められます。

○NO. 26 ファミリーサポートセンター登録会員数については、市民が相互に子育てを支援し合う仕組みであり、子育て環境の充実を求める声は多いものの、登録会員数は減少しています。今後の市全体の子ども数の減少等を考慮し、地域で子育てを支える環境づくりが必要です。

4 現状からみえる課題のまとめ

第1次計画基本方向

男女がともに参画するまちづくり

現状

【統計データ】

- 人口減少・少子高齢化が進行しています。
- 女性の労働力率は、結婚・出産・子育て期に低下する「M字カーブ」を描いていますが、全国・府と比較すると、20歳以上の労働力率が高い水準となっています。

【アンケート調査】

- 政策決定の場に女性の参加が少ない理由として、男性優位の組織運営や女性の参画を積極的に進める人が少ないこと等があげられています。
- 育児期でも職業を続けることに賛同する人は多くなっています。
- 男性は10時間以上の労働、女性は平日に仕事と家事両方を負担する傾向にあります。
- 夫婦の役割分担では、区や隣組の会議、行事については主に夫の役割という人が多くなっています。

【達成評価C以下の重点目標】

- 男女いずれかの職員比率が80%を超えた行政部局の解消(部単位・正職員)
- 審議会等における女性委員比率
- 就業者における家事従事時間の男女格差
- 京丹後市女性センター活用の充実

【その他】

- 自治会等の地域活動では、担い手の確保を求める声もありますが、慣習や固定的な性別役割分担の意識が根強く、男女共同参画が浸透しにくい傾向があります。

課題

【男女共同参画意識の向上】

- 男女の多様な意見を市政に反映できるよう関係団体に働きかけるなど、女性の参画を促進することが求められます。
- 家庭内での固定的な性別役割分担の意識を見直し、男女が互いを尊重し合って協力できるよう、男女の意識改革や、男性の長時間労働の是正等の環境づくりが重要です。
- 子どもが幼い頃から男女共同参画の意識を育むことのできる環境が必要です。

【地域活動への女性参画】

- 多様な年齢層の男女が相互に協力し合い、活力ある地域づくりを進めていくためには、誰もが参画しやすい環境づくりが重要です。

国の流れ・全国的な傾向

【地方創生】

- 結婚・妊娠・出産・子育てまでの一貫した支援

【女性の職業生活における活躍の推進】

- 女性の参画が少ない分野での就業支援
- 長時間労働の是正

第2次計画

基本方針1

思いやり深まるまちづくり

基本方針2

女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

現 状

【統計データ】

- 人口減少・少子高齢化が進行しています。
- 一世帯あたりの人員は減少傾向にあり、核家族化が進行しています。
- 父子世帯数が増加傾向にあります。

【アンケート調査】

- 育児・介護と仕事の両立に関する希望については、「条件のあう育児・介護サービスがあれば働きたい」と答えた女性は約6割みられます。
- 仕事と家庭生活の両立のために必要なことについてみると、「託児所、延長保育、放課後児童クラブ、介護施設など社会環境の整備・拡充」が最も多く、次いで「家族の理解と協力」となっています。

【達成評価 C 以下の重点目標】

- 休日保育の実施
- ファミリーサポートセンター登録会員数

課 題

【男女共同参画を推進するための基盤整備とワークライフバランスの浸透】

- 男女がともに健康で仕事と育児を両立し、安心して子どもを産み育てられる地域づくりが必要です。
- ひとり親や障害のある人等、多様な立場にある人たちが生き活きと社会参画できるまちをめざすことが必要です。
- 家庭や地域の支援だけでは解決が困難な課題に対し、子育て支援や福祉サービスの充実等を図り、社会全体で支えていくことが必要です。
- 働く男女が充実した生活を送るため、企業の理解と協力を得ながら、男女がともに働きやすい職場環境を整備していく必要があります。

国の流れ・全国的な傾向

【ダブルケアへの対応】

- 介護と子育ての時期が重なり、両立しなければいけない状態(ダブルケア)にある世帯の増加

【女性の職業生活における活躍の推進】

- 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
- ハラスメントのない職場の実現
- 長時間労働の是正・休暇の取得等に取り組む企業への支援
- 再就職、起業・創業支援

第2次計画

基本方針2

女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

基本方針3

寄り添い支え合うまちづくり

現 状

【アンケート調査】

- 配偶者からの身体的・心理的暴力については、女性で9.3%、男性で2.0%が経験者となっています。
- 被害を受けても何もしなかった人が多くなっています。
- 相談機関や保護施設の整備・拡充を必要とする女性が多くなっています。
- ドメスティック・バイオレンスを経験した市民のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合が1割以上となっています。

【達成評価C以下の重点目標】

- 女性問題アドバイザー養成講座修了者のアドバイザー登録者数

課 題

【あらゆる暴力の早期発見と被害者支援】

- 配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）、（デートDV））等は、家庭内の問題、男女間の個人的な問題であると捉えがちであり、周囲が気がつかないうちに、被害が深刻化しやすい傾向にあります。
- 「どこに相談すればよいかわからない」という人が多く、誰にも相談できずに、被害が潜在化しやすくなっています。
- 若年層に対し、DVに対する正しい知識を持つこと、適切な対応を図ることを周知啓発し、あらゆる暴力を未然に防ぐための取組みが必要です。
- 市単独での対応が困難な場合等、府や近隣市町、関係機関と連携を図りながら、被害者の早期発見・支援に取り組むことが重要です。

国の流れ・全国的な傾向

【あらゆる暴力の早期発見と被害者支援】

- 配偶者間だけでなく、婚姻関係のない交際相手からの暴力への対処と被害者保護
- 児童虐待を含む家庭内暴力への対処と、DV家庭で育つ子どもへの支援

第2次計画 基本方針4 人権が尊重される安心安全なまちづくり

第2部

計 画

第1章 計画の理念

1 基本理念等

【基本理念】

男女が輝きともに築く「女性活躍新時代」

【計画名】

第二次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ

【10年間のビジョン】

SDGs(※)の達成に向けたジェンダー平等の実現。
人が集い、生き生きと働き、安心して子どもを産み育てる。
女性の活躍がリードする豊かな地方創生のまちづくり。

※SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは……

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、ゴール5により、ジェンダー平等を達成し、世界中のすべての女性と女児の能力強化を行うことが掲げられています。



2 施策の体系

基本理念

男女が輝きともに築く「女性活躍新時代」

基本方針

1 思いやり深まる
まちづくり

(1) 男女共同参画の理解を深めるための啓発をします (P40)

(2) 教育を通じて男女共同参画の理解を促進します (P41)

2 女性の活躍が築く
地方創生の
まちづくり

(1) まちづくりにおける政策・方針決定の場への女性参画を促進します (P42)

(2) 女性の活躍を促進します (P43)

(3) ワーク・ライフ・バランスを推進します (P45)

(4) 定住につながる仕事と子育ての両立を支援します (P46)

3 寄り添い支え合う
まちづくり

(1) 生涯を通じた健康づくりを充実します (P47)

(2) 男女共同参画の視点に立った子育てや介護支援体制を充実します (P47)

(3) 高齢者・障害者・外国人の社会参画支援体制を充実します (P48)

(4) ひとり親家庭等の自立を支援します (P49)

4 人権が尊重される
安心安全なまちづくり
【京丹後市DV防止基本計画】

(1) 暴力や性犯罪等の防止と対策に努めます (P50)

(2) DVの根絶とDV被害者が安心して暮らせる環境を整備します (P51)

基本目標

※ : 京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

第2章 施策の展開

1 思いやり深まるまちづくり

(1) 男女共同参画の理解を深めるための啓発をします

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
1	市民への意識啓発と情報提供及び相談体制の充実		市民課
	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◇固定的な性別役割分担の意識を見直すため、広報・啓発を通じて男女共同参画が男性にとっても重要であることの理解の促進に努めます。 ◇男女共同参画週間等において、男女共同参画社会の形成の促進を図る学習活動や啓発を進めます。 ◇男女共同参画の必要性や男女平等の理念に対する理解を深めるため、市民が学び合い、情報交換できるような場づくりや講座等の学習内容の充実に努めます。 ◇男女共同参画についての悩みや問題を抱える市民が気軽に相談できるよう、相談窓口の充実を図るとともに広報に努めます。また、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守し、相談者のプライバシーや個人情報保護等、厳重な対応に努めます。 	
NO.	基本施策		担当課
2	意識調査や統計調査による実態把握の充実		市民課
	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画の取組みや働く女性の実態等に関して、意識調査等を実施し、その実態把握に努めるとともに、今後の諸施策への反映を進めます。 	
NO.	基本施策		担当課
3	メディア・リテラシー※向上のための啓発		市民課
	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◇女性を蔑視したり、固定的な考えに基づいて男女を表現する言葉やイラスト、映像等が改められ、適切な表現が普及するよう、マニュアルの作成や啓発を通じて市民や各種団体、事業所等に呼びかけます。 ◇市民がメディアの情報を主体的に判断して選択・活用する能力を高めるための啓発、学習機会の提供に努めます。 	

※メディア・リテラシー：情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力。

(2) 教育を通じて男女共同参画の理解を促進します

NO.	基本施策		担当課	
4	教育等を通じた意識改革の促進		市民課 学校教育課	
	今後の方向性	<p>◇学校教育における男女共同参画に関する教育と生活指導の必要性について、また、男女共同参画社会を実現するための研修機会の充実等、教職員への啓発に努めます。</p> <p>◇幼少期からの男女共同参画学習機会の提供に努めます。</p>		生涯学習課 子ども未来課
		<p>◇家庭教育の役割も重要であることから、学校・こども園・保育所を通じて、また社会教育等により、保護者への啓発に努めます。</p>		
NO.	基本施策		担当課	
5	学校と連携した性教育等の実施		学校教育課	
	今後の方向性	<p>◇性の不安や悩みに対する相談に応じ、子ども達の性への健全な感覚を培うよう努めます。</p>		
<p>◇学校と連携し、発達段階に応じた適切な性に関する教育・学習の充実、薬物の使用や喫煙・飲酒に対する教育・指導の充実に努めます。</p>		健康推進課 学校教育課		

2 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

(1) まちづくりにおける政策・方針決定の場への女性参画を促進します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
6	今後の方向性	行政機構の見直し	人事課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆性別にかかわらず適性や能力に応じて力を発揮できるよう、庁内各分野における職員配置を見直し、男女がともに参画する行政運営に努めます。 ◆人事評価制度を効果的に活用した人材育成と能力開発やキャリア形成の仕組みを確立し、管理職への女性登用を積極的に進めます。 ◆男女を通じた長時間労働の是正や休暇取得の取組みを進め、仕事と家庭を両立しやすい職場づくりを進めます。 ◆女性が、希望に応じて多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働きや能力に応じた処遇・労働条件を確保できるよう、多様な任用形態や社会人採用等を積極的に取り入れ、女性の採用拡大をめざします。 ◆「女性活躍推進法」に基づき、特定事業主行動計画に基づく施策を推進します。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ◆主要事業の推進において、男女双方の視点が活かせる組織体制を整えます。 	政策企画課
NO.	基本施策		担当課
7	今後の方向性	各種審議会等への女性の参画推進	全課
		<ul style="list-style-type: none"> ◇男女がともに意欲や能力を発揮できるまちづくりを実現するため、審議会等において委員数が男女いずれかに偏重することのないよう、一定のバランスのとれた委員委嘱を図ります。 ◇審議会等の開催日時への配慮や公募制の活用等によって、より幅広い層からの参画促進に努めます。 	
NO.	基本施策		担当課
8	今後の方向性	地域における積極的な女性の参画	政策企画課
		<ul style="list-style-type: none"> ◇男女双方の視点を取り入れることで、地域活動がより活発なものになるよう、性差に関係なく地域の誰もが活躍できる新たな地域コミュニティの実現に向けて働きかけます。 ◇男女がともに意欲や能力を発揮できるよう各種まちづくりの取組みへの女性の参画を積極的に推進します。 	全課

(2) 女性の活躍を促進します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
	女性のネットワーク形成		
9	今後の方向性	◇家庭との両立や再就職等について、業種や年代を超えて女性同士が情報交換できる場づくりに努めます。	商工振興課
		◇「京丹後市女性連絡協議会」における女性関連イベントの開催や団体間の情報交換等を通じて、団体の自立や自発的な活動を支援します。	市民課
NO.	基本施策		担当課
	女性の能力開発とリーダー育成		
10	今後の方向性	◆京都産業 21 北部支援センター、職業訓練センター等と連携し、女性の就業、再就職を支援するため、技術や能力向上が図れる学習・研修機会の充実に努めます。	商工振興課
		◆女性リーダー育成セミナー等への参加を促進するため、関係団体等と連携して積極的な広報に努めます。	市民課
		◆府や近隣市町、関係各課と連携して、学校教育の場を通じた効果的なキャリア教育の実施方法について検討を進めます。	市民課 学校教育課
NO.	基本施策		担当課
	防災・災害対応への男女共同参画の推進		
11	今後の方向性	◇災害応急対策として、避難所の運営における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。	総務課
		◇地域の自主防災組織において男女双方の視点に基づいた活動が行えるよう女性の参画を促進します。	
		◇男女共同参画の視点に立った災害や防災に関する備えや知識の普及、情報提供に努めます。	市民課
NO.	基本施策		担当課
	雇用の場における男女の均等な機会、待遇の推進		
12	今後の方向性	◇女性が出産・育児後等に職場復帰しやすい環境づくりを進めるため、積極的な働きかけができるよう、啓発に努めます。	市民課
		◇企業への男女雇用機会均等法や労働基準法等の周知、育児・介護休業法の普及啓発等を進め、労働環境の改善を促進します。	
		◇市内の事業所等に対し、「女性活躍推進法」に定められた「一般事業主行動計画」を策定するよう、啓発に努めます。	

		◇企業における男女間の賃金格差の是正等をはじめ、登用機会・待遇の均等に向けた啓発を進めるとともに、男女共同参画の取組みを支援するよう情報提供に努めます。	商工振興課
NO.	基本施策		担当課
	多様な就業形態の普及		
13	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆新たなワークスタイルとしてテレワークを確立し、男女が仕事と家庭を両立することができる就労確保に努めます。 ◆フレックスタイム制度や在宅勤務等を促進し、多様な就労形態の増加に対応するための、情報提供や相談等、企業等への支援体制の充実に努めます。 ◆パートタイムや派遣労働者等の就労条件の向上に向けた企業への啓発を進めます。 	商工振興課
NO.	基本施策		担当課
	農業における男女のパートナーシップの促進		
14	今後の方向性	◇京都府農業改良普及センターと連携して、男性と女性が対等なパートナーとして事業を営むことができるよう、農業従事者への「家族経営協定」の締結等の学習機会や啓発活動の充実に努めます。	農業振興課
NO.	基本施策		担当課
	女性の活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与		
15	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆女性の職業生活における活躍の推進に向けて優れた取組みを行う企業に対する表彰や、好事例の発信により、市内事業主の女性の活躍推進に向けた取組みを行います。 ◆府の認証制度を活用し、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む市内事業者から優先して物品を調達できる取組みの導入を検討します。 	市民課
NO.	基本施策		担当課
	職場におけるハラスメントの根絶		
16	今後の方向性	◆セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の根絶に向けて、広報等を通じてこれらを許さない市民への意識啓発や、女性が安心して働くことのできる職場づくりに向けた取組みを促進します。	市民課

(3) ワーク・ライフ・バランスを推進します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.		基本施策	担当課
		家庭における男女の家事、育児、介護の分担	
17	今後の方向性	◇男女の役割を固定的に捉えることなく、子育てや家事・介護をともに担うという意識の醸成を図り、これらに必要となる実践的な知識・技術を身につける講座を開催します。	市民課
NO.		基本施策	担当課
		男性の長時間労働の見直し	
18	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆長時間労働を抑制しながら、企業の生産性と就業者の多様なライフスタイルを両立するため、企業等に対し、・フレックスタイム制度、時差勤務などの柔軟な業務時間のあり方等の周知啓発に努めます。 ◆企業における男性の積極的な育児参画を進めるため、各種休暇の取得促進に向けた周知啓発に努めます。 	市民課 商工振興課

(4) 定住につながる仕事と子育ての両立を支援します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
19	今後の方向性	<p style="text-align: center;">起業支援・就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関と連携し、起業をめざす女性や、すでに経営者である女性、農業や漁業、機業等自営業を営む世帯の女性に対する、経営や技術に関する研修機会の充実、支援に努めます。 ◆国や京都府の女性起業家育成支援事業についての情報提供と活用促進に努めます。 ◆女性が、個性と能力を最大限に発揮して希望する形での活躍が実現できるよう、職業生活と家庭生活との両立が可能となる就労形態や専門資格等を活かした再就職支援のあり方について検討を進めます。 	商工振興課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆起業、就労、子育て支援等、地方創生に向けた施策を総合的に推進することにより、子育て世代を中心に本市への移住が魅力を持って促されるよう環境づくりを行います。 	全課
NO.	基本施策		担当課
20	今後の方向性	<p style="text-align: center;">婚活支援とイクメン、ケアメン、カジダンの応援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆婚活支援の各種イベント、セミナー等の機会を活用して、男女共同参画に通じる知識等を学ぶ機会の提供に努めます。 	政策企画課 市民課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆男性の働き方の見直しや、男女が協力して子育てにかかわることについての実践的な学習機会の創出や情報提供の充実に努め、父親が家事・育児へ参画することの重要性を啓発します。 ◆女性の職業生活における活躍の推進への市民の関心と理解を深めるため、女性活躍推進法の趣旨や理念について啓発します。 	市民課
NO.	基本施策		担当課
21	今後の方向性	<p style="text-align: center;">地域で子育てを支える環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇児童の保護者等を対象とした家庭子ども相談室等、相談窓口の連携強化を進めるとともに、子育て支援センター等に専門的な相談員を配置するなど、相談体制や指導の充実に努めます。 ◇市民相互で子育てを支援するファミリーサポートセンターの相互援助機能を活用して、介護や育児を経験した女性の能力を活かした子育て支援の充実に努めます。 ◇地域住民からの情報提供等、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な対応に努めます。 	子ども未来課

3 寄り添い支え合うまちづくり

(1) 生涯を通じた健康づくりを充実します

NO.	基本施策		担当課
	生涯を通じた健康づくり支援		
22	今後の方向性	◇健康診査、がん検診を受診しやすい条件整備に努めるとともに、男女の性差やそれぞれの年代に応じた健康教育・健康相談等の充実を図ります。	健康推進課
NO.	基本施策		担当課
	妊娠出産期等における健康づくり支援		
23	今後の方向性	◇安心して妊娠・出産ができるよう、不妊治療等や妊婦健診の費用の負担軽減をはじめ、保健指導・相談の充実等、環境整備に努めます。	健康推進課

(2) 男女共同参画の視点に立った子育てや介護支援体制を充実します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
	子どもの健やかな成長支援		
24	今後の方向性	◇各種乳幼児健診の充実努めるとともに、疾病や発達の遅れ等がみられる乳幼児への早期対応や子育て不安の解消に向けた相談活動を行い、子どもの健やかな成長の継続的な支援に努めます。	健康推進課
NO.	基本施策		担当課
	保育サービス・高齢者介護支援体制の充実		
25	今後の方向性	◆延長保育や低年齢児保育の充実をはじめ、休日保育や病後児保育の実施、放課後児童クラブ、一時預かり保育事業の充実等、多様なサービス展開を図ります。	子ども未来課
		◆本人や家族の介助ニーズに対応したサービスの充実や質の向上に取組み、介護家族の負担軽減を図ります。	長寿福祉課
		◆家庭で介護・介助に携わる人を支援するための学習機会の提供や人材育成の推進に努めます。	
		◆ダブルケア*の問題等、介護や子育て両方の負担に悩む男女を支えるため、きめ細やかなサービスの充実努めます。	子ども未来課 長寿福祉課

※**ダブルケア**：親の介護と子育てを同時にしなければならない状態。近年、少子化と高齢化の同時進行や女性の晩婚化で出産年齢が高齢化していることから、こうした課題を抱える世帯が全国的に増加している。

(3) 高齢者・障害者・外国人の社会参画支援体制を充実します

NO.	基本施策		担当課
	高齢者の生きがい活動・社会活動の推進		
26	今後の方向性	<p>◇高齢期の男女の自立した生活や社会参画を進めるための学習機会や健康教室、地域交流や世代間交流等の充実を図ります。</p> <p>◇性別にかかわらず、それぞれの特技や能力を發揮できるよう就労意欲に応じた多様な就労の機会づくりを促進します。</p>	長寿福祉課
NO.	基本施策		担当課
	障害者の雇用・社会参加の促進		
27	今後の方向性	<p>◇自立支援協議会やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携して、職場実習や企業訪問等を実施し、障害者雇用を推進します。</p>	障害者福祉課
NO.	基本施策		担当課
	外国人が暮らしやすい環境づくりの推進		
28	今後の方向性	<p>◇日本人市民と外国人市民の相互理解を深め、外国人市民の自立した生活を営む上で必要な日本語コミュニケーション能力を育むために、交流事業の実施や外国語の学習機会の提供、通訳・翻訳ボランティアの発掘・派遣等、外国人が暮らしやすい環境づくりに努めます。</p> <p>◇多文化共生を促進し、相互の人権尊重を図るため、多言語による情報提供や相談体制の充実に努めます。</p>	政策企画課

(4) ひとり親家庭等の自立を支援します

NO.	基本施策		担当課
	相談体制の充実		
29	今後の方向性	◇ひとり親家庭の抱える様々な課題に対して、きめ細かな対応ができるよう、情報提供、相談体制の充実に努めます。	生活福祉課
NO.	基本施策		担当課
	経済的自立に向けた支援		
30	今後の方向性	◇養育費の確保に向けた支援、保育サービスや自立支援に関する福祉サービスの充実等により、安心して子育てと仕事ができるよう支援します。 ◇職業能力向上のための技能研修会等、就労支援を推進するとともに、新たな制度の周知を図ります。	生活福祉課
NO.	基本施策		担当課
	地域活動等に参加できる環境づくり		
31	今後の方向性	◇社会的に孤立することなく地域で安心して暮らせるよう、地域住民同士の交流を促進します。	生活福祉課

4 人権が尊重される安心安全なまちづくり

【京丹後市DV防止基本計画】

(1) 暴力や性犯罪等の防止と対策に努めます

NO.	基本施策		担当課
	性暴力、性犯罪、ストーカー被害の未然防止や早期解決のための啓発と法制度の周知		担当課
32	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◇ストーカー行為等、様々な暴力の根絶に向けて、これらを許さない意識の醸成を図るための、取組みを進めます。 ◇広報・ホームページへの掲載等により、ストーカー規制法等に関する情報提供を行います。 	市民課
NO.	基本施策		担当課
	相談体制の充実と被害者支援		担当課
33	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◇広報により、国や府、警察や市、犯罪被害者支援センター等が行っている被害者支援や相談窓口の周知を図ります。 ◇女性相談や女性電話相談等を通して、性暴力、性犯罪、ストーカー被害の悩みを持つ市民の心のケアに努めます。 	市民課

(2) DVの根絶とDV被害者が安心して暮らせる環境を整備します

NO.	基本施策		担当課
34	DVの未然防止や早期解決のための啓発と法制度の周知		市民課
	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◇配偶者等からの暴力をなくす啓発期間において、DV防止法の周知や暴力についての学習・啓発活動を実施します。 ◇民生児童委員や人権擁護関係団体の協力を得て、地域における身近な相談窓口の周知を図ります。 ◇相談業務を円滑にするため、研修等の受講により、相談技術の向上に努めます。 	
NO.	基本施策		担当課
35	相談体制の充実と被害者支援		市民課
	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◇府、警察等関係機関との連携を強化し、潜在的ケースも含めた問題の早期発見や、被害者へのケースに応じた迅速な対応に努めます。 ◇被害者の自立支援に向け、関係機関と連携し、犯罪被害者支援に努めます。 ◇関係機関と連携し、男性でも相談しやすい環境の整備・啓発に努めます。 ◇国や京都府と連携し、加害者更生支援について啓発に努めます。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ◇女性相談や女性電話相談等を通して、ドメスティック・バイオレンスの悩みを持つ市民の心のケアに努めます。 ◇DVがある家庭の子どもの状況把握に努め、必要に応じて関係機関への情報提供を行い支援につなげます。 	市民課 子ども未来課

第3章 計画の進捗管理

1 重点目標の設定

計画の実効性を高めるため、基本目標ごとに成果目標の設定を行い、事業の実績等を把握することにより、成果を客観的に把握します。計画に掲げた個々の取組内容の実施状況や、指標の達成状況を毎年度把握・点検・評価し、その結果を次年度以降の事業実施に反映します。

基本方針1 思いやり深まるまちづくり

NO.	指標	策定時	現状値	目標値
	内容	平成26年度	令和元年度	令和7年度
1	男女共同参画啓発パンフレット作成・配布 【市民課】	年間1冊	年間1冊	年間1冊
2	男女共同参画セミナーの開催数 【市民課】	5回	6回	6回
3	人権学習会の開催数 【市民課】	20回	16回	17回※
4	人権学習会への参加者数 【市民課】	1,908人	1,486人	2,000人

※令和7年度の目標値は「第2次京丹後市総合計画」における目標値との整合を図った数値であり、事業の縮小を前提とするものではありません。

基本方針2 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

NO.	指標	策定時	現状値	目標値
	内容	平成26年度	令和元年度	令和7年度
5	男女いずれかの職員比率が80%を超えた行政部局数 (部単位)(市職員) 【人事課】	全21部局中 8部局	全21部局中 5部局	全21部局中 7部局
6	管理職(課長補佐級以上)への女性登用率(市職員) 【人事課】	29.7%	29.5%	35.0%
7	男性職員の配偶者出産休暇(2日)及び育児参加のための休暇(5日)の取得率(市職員) 【人事課】	-	出産 64.0% 育児 4.0% (平成30年度)	100%
8	審議会等における女性委員比率 【市民課】	25.7%	25.8%	40.0%

基本方針2 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

NO.	指標	策定時	現状値	目標値
	内容	平成26年度	令和元年度	令和7年度
9	就業者における家事従事時間の男女格差（女性過多） 【市民課】	1時間51分	—	1時間
10	就業支援講座の開催数 【商工振興課】	年1回	年1回	年2回
11	家族経営協定の締結農家数 【農業振興課】	9戸	9戸	15戸
12	再就職・起業相談会の開催数 【商工振興課】	25回	24回	25回

基本方針3 寄り添い支え合うまちづくり

NO.	指標	策定時	現状値	目標値
	内容	平成26年度	令和元年度	令和7年度
13	「生命の尊さや心身の健康について学習を行う保健事業」の開催数 【健康推進課】	11回	11回	12回
14	乳がん検診の受診率 【健康推進課】	48.2%	49.4%	50.0%
15	子宮がん検診の受診率 【健康推進課】	44.7%	43.0%	50.0%
16	自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発講座開催数 【健康推進課】	26回	8回	講演会1回 出前講座5回
17	休日保育の実施箇所数 【子ども未来課】	2ヶ所	4ヶ所	6ヶ所

基本方針3 寄り添い支え合うまちづくり

NO.	指 標	策定時 平成 26 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 7 年度
	内 容			
18	グループホーム設置数 【障害者福祉課】	6ヶ所	7ヶ所	10ヶ所
19	ホームヘルプサービス事業所数 【障害者福祉課】	9ヶ所	8ヶ所	10ヶ所
20	ショートステイサービス提供事業所数 【障害者福祉課】	9ヶ所	12ヶ所	15ヶ所
21	国際理解・多文化共生講座の開催数 【政策企画課】	年 6 回	年 8 回	年 7 回
22	多言語対応人材の育成者数 (英語講座等を通じて人材育成) 【政策企画課】	80 人	77 人	120 人
23	ひとり親同士の交流機会数 【生活福祉課】	年 2 回	年 4 回	年 4 回

基本方針4 人権が尊重される安心安全なまちづくり

NO.	指 標	策定時 平成 26 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 7 年度
	内 容			
24	ドメスティック・バイオレンスを経験した市民のうち、 どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合 (住民意識調査結果) 【市民課】	13.6%	—	0.0%

目標を達成した項目

本市の現状を踏まえ、今後は現状値を維持することで計画を推進していきます。

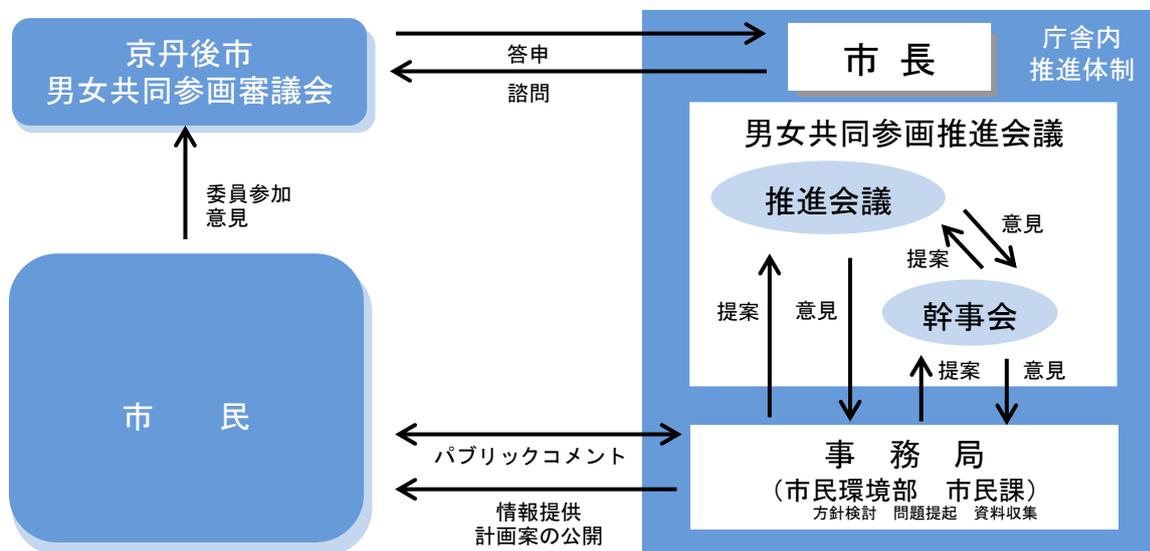
NO.	指 標	策定時	現状値	目標値
	内 容	平成 26 年度	令和元年度	令和7年度
1	延長保育の実施箇所数 【子ども未来課】	11 ヶ所	15 ヶ所	11 ヶ所
2	低年齢児の保育実施箇所数 【子ども未来課】	11 ヶ所	15 ヶ所	14 ヶ所
3	病後児保育事業の実施箇所数 【子ども未来課】	—	1 ヶ所	1 ヶ所
4	一時預かり保育事業の実施箇所数 【子ども未来課】	6 ヶ所	10 ヶ所	8 ヶ所
5	放課後児童クラブの実施箇所数 【子ども未来課】	10 ヶ所	10 ヶ所	10 ヶ所
6	介護保険地域密着型サービス拠点数 (グループホーム・小規模多機能型サービス事業所) 【長寿福祉課】	23 ヶ所	30 ヶ所	30 ヶ所
7	女性相談の実施回数 【市民課】	月 3 回	平日実施 (祝日、年末 年始を除く)	週 1 回

2 推進体制の強化と施策の計画的な推進

男女共同参画に関する施策は多岐にわたっており、様々な部署において推進されていくこととなります。そのためには、施策の担い手である市職員の一人ひとりが男女共同参画に関する理解と共通認識を持ち、日頃から男女共同参画の視点を持って業務にあたっていくことが大切です。

男女共同参画の推進に全市的に取組むため、部局を横断する推進本部として、「京丹後市男女共同参画推進会議及び幹事会」の充実に努め、年に1回進捗管理を行います。また、市民・地域・事業者等の取組みを支援する推進体制の確立と強化に努めます。

各施策については各部局との調整を十分に行いながら、本計画に基づいて計画的かつ効果的に推進します。また、「京丹後市男女共同参画条例」に基づき、男女共同参画に関する取組みを総合的かつ計画的に推進します。



資料編

1 京丹後市男女共同参画条例

平成23年7月1日

条例第17号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第10条)

第2章 基本的施策(第11条—第24条)

第3章 京丹後市男女共同参画審議会(第25条)

第4章 雑則(第26条)

附則

我が国においては、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、今なお、男女の個人としての自由な選択及び活動を制約するような意識、制度、慣行等が根強く残っている。少子高齢化の進展及び人口減少時代の到来に伴い、社会経済情勢及び地域・環境の変化に対応していくため、男女が互いの違いを理解し合い、互いを尊重しつつ協力しながら、双方の視点を活かして個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められている。

ここ丹後は、国内でも珍しい女性首長の古墳の存在をはじめ、大和王権の皇后に相次いで奉ぜられた伝説や丹後七姫の伝承が今に伝えられるように、古くから女性が活躍し、また、近世からは女性が基盤産業である丹後ちりめんの担い手となるなど地域の発展に重要な役割を果たしてきたところである。

ここに、私たちは、先人の知恵によって築かれた歴史と文化に学びつつ、市と市民等の協働により、男女の対等な参画を妨げている課題を乗り越え、誰もが持てる力を十分に発揮することができる社会を実現し、もって真に豊かで心の通い合うまちをつくることを決意し、男女共同参画の推進に関する基本理念等を定めた、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、教育に携わる者及び市民団体の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的と

する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、在学・在勤する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。
- (3) 事業者 市内において、事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 教育に携わる者 市内において、学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- (5) 市民団体 市内において、自治会、PTAその他の住民福祉向上等のために活動を行う団体をいう。
- (6) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある男女間での、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の活動について、人生の各段階に応じて自ら希望するバランスで展開できることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 個人としての尊厳が平等に重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として個性及び能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女の性別による固定的な捉え方を反映した制度及び慣行が改善され、男女が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策並びに地域及び民間の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下、家庭生活における活動について家族の一員と

しての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって職業生活、地域生活その他の活動に
対等に参加でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。

(5) 男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関し双方の意思が基本的に
尊重され、生涯を通じて健康な生活を営むことができること。

(6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮
し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)
に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ
計画的に策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び京都府その他の地方公共
団体と連携を図るとともに、市民、事業者、教育に携わる者及び市民団体(以下「市民等」とい
う。)と協働して取り組むよう努めるものとする。

3 市は、率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業者の模範となるよう努めるも
のとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を
推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に関する理解を深め、事業活動に際して就労環境を整備し、男女共
同参画を推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとし
る。

(教育に携わる者の役割)

第7条 教育に携わる者は、基本理念に関する理解を深め、男女共同参画社会の形成の推進に配
慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるも
のとする。

(市民団体の役割)

第8条 市民団体は、基本理念に関する理解を深め、運営又は活動に際して男女が共に参画する

機会を確保し、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(情報及び表現に関する留意)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、男女の役割の固定的な捉え方並びに性的な暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進に関する施策の妨げとなる表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、第25条に規定する京丹後市男女共同参画審議会に諮問するとともに、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて男女共同参画計画の見直しを行うものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の推進体制の整備等)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、随時、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する活動拠点施設の機能充実を図るものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、男女共同参画計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第14条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(積極的改善措置)

第15条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女の間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民等と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、附属機関等における委員の委嘱等に当たっては、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(教育における男女共同参画の推進)

第16条 市は、学校教育その他の生涯にわたる教育及び学習活動の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(男女共同参画の理解を深めるための措置)

第17条 市は、男女共同参画に関する市民等の関心及び理解を深めるため、積極的に情報提供及び広報活動を行い、学習機会の充実及び啓発活動に努めるものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第18条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するため、市民等との協働に努めるとともに、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(市民等の報告及び表彰)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、市民等に対し、男女共同参画の推進に関する事項について報告を求めることができる。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っていると認められる市民等に対し、京丹後市男女共同参画審議会の意見を聴いて、これを表彰することができる。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第20条 市は、事業者に対し、雇用の場における男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報及び学習機会の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(個人で営む事業における男女共同参画の推進)

第21条 市は、個人で営む事業において、男女共同参画が推進されるよう、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(ワーク・ライフ・バランスの推進)

第22条 市は、市民が家庭生活における活動と職業生活における活動の両立を図ることがで

き、地域社会に参加することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めるものとする。

(生涯を通じた健康支援)

第23条 市は、男女が対等な関係の下に、互いの性についての理解を深め、尊重し合い、生涯を通じて心身ともに健康な生活を営むことができるよう、情報及び健診機会の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(苦情の申出等)

第24条 市民等は、性に基づく人権侵害の相談があるとき、又は市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に対して苦情があるときは、市長に申し出ることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による相談及び苦情の申出を受けたときは、必要に応じて、京丹後市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 京丹後市男女共同参画審議会

(京丹後市男女共同参画審議会)

第25条 男女共同参画を推進するため、市長の附属機関として、京丹後市男女共同参画審議会(以下この条において「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、第11条第2項、第19条第2項及び前条第2項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について審議する。

3 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(男女共同参画計画に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている京丹後市男女共同参画計画は、第11条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

(京丹後市男女共同参画審議会条例の廃止)

- 3 京丹後市男女共同参画審議会条例(平成17年京丹後市条例第9号)は、廃止する。

2 各会議委員名簿

京丹後市男女共同参画審議会委員名簿

【令和元年11月18日～令和3年11月17日】

会長、委員等	氏名	役職名
会長	藤井 美枝子	京丹後市女性連絡協議会会長
副会長	荒田 義之	京丹後市商工会事務局長
委員	上田 美知子	京丹後市国際交流協会副会長
〃	川淵 明美	京丹後市農業委員会委員
〃	北垣 絵美	京丹後市PTA家庭教育委員会委員長
〃	小崎 恭弘	大阪教育大学教育学部学校教育教員養成課程家政教育コース准教授
〃	田崎 仁志	峰山金融協会代表
〃	田中 幹士	京丹後市PTA協議会副会長
〃	野木 久聖	京丹後青年会議所専務理事
〃	芳賀 裕治	京丹後人権擁護委員協議会委員
〃	廣瀬 啓子	令和元年度網野こども園保護者会副会長
〃	藤村 肇	京丹後市区長連絡協議会会計
〃	藤原 晃史	京丹後市社会福祉協議会副会長
〃	松本 明彦	京丹後市小中学校長会連絡協議会会長
〃	室田 邦枝	京丹後市民生児童委員協議会副会長

京丹後市男女共同参画推進会議委員名簿

【令和2年8月現在】

会長、委員等	職名	氏名
会長	市長	中山 泰
副会長	副市長	中西 和義
委員	教育長	吉岡 喜代和
〃	会計管理者兼 市民環境部長	柳内 研一
〃	市長公室長	川口 誠彦
〃	総務部長	中西 俊彦
〃	医療部長	上田 雅彦
〃	健康長寿福祉部長	小谷 要子
〃	農林水産部長	荻野 正樹
〃	商工観光部長	高橋 尚義
〃	建設部長	吉岡 浩司
〃	上下水道部長	大木 保人
〃	教育次長	横島 勝則
〃	議会事務局長	西山 茂門
〃	消防長	池田 弘幸

事務局

【令和2年8月現在】

所 属	職 名	氏 名
市民環境部市民課	課 長	川村 義輝
〃	課長補佐	森 勇雄
〃	主 任	平岡 麻美

3 策定経過

各種会議開催経緯

令和2年度 開催日	会議等	主な内容
8月3日	第1回男女共同参画推進会議	・男女共同参画計画（第二次）の概要と策定スケジュールの確認 ・計画中間見直しの方向性の確認
8月17日	第1回男女共同参画審議会	・委員委嘱、諮問 ・計画見直し素案の検討
10月7日	第2回男女共同参画審議会	・計画素案の検討
11月17日	第2回男女共同参画推進会議	・計画中間見直し素案の経過報告
12月1日	第3回男女共同参画審議会	・計画案（答申案）の検討

第二次京丹後市男女共同参画計画

デュエットプランⅡ

平成 2 8 年 3 月

(令和 3 年 3 月改訂)

発行：京丹後市役所市民環境部市民課

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

電話：0772-69-0210 FAX：0772- 62-6716

